

第七回 国会 衆議院 内閣委員会 大蔵委員会連合審査会 議録第一号

昭和二十五年四月二十日(木曜日)
午後一時四十四分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 鈴木 明良君
理事 江花 靜君 理事 小川原政信君
理事 宗良 治二君 理事 船田 享二君
飯塚 定輔君 井上 知治君
首藤 新八君 田中 萬逸君
山口六郎次君 松岡 駒吉君

大蔵委員会

理事 岡野 清藏君 理事 北澤 直吉君
理事 小山 長規君 理事 川島 金次君
大内 一郎君 佐久間 徹君
田島 ひで君 吉田 信邦君
出席政府委員 水田三喜男君

委員外の出席者

大蔵事務官 大蔵事務官 村上 一君
大蔵事務官 大蔵事務官 久米 武文君
大蔵事務官 大蔵事務官 魚掛川 浩君
大蔵事務官 大蔵事務官 小関 紹夫君
大蔵事務官 大蔵事務官 椎木 文也君
大蔵事務官 大蔵事務官 黒田 久太君

本日の会議に付した事件

大蔵省設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第一七六号)

○鈴木委員長 これより内閣委員会、
大蔵委員会連合審査会を開会いたします。

内閣委員長であります私が委員長の
職務を行います。

本日は大蔵省設置法の一部を改正す
る法律案を議題といたし、まず政府の
提案理由の説明を求めます。大蔵政務
次官水田三喜男君。

大蔵省設置法の一部を改正する
法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法
律

大蔵省設置法(昭和二十四年法律
第百四十四号)の一部を次のように
改正する。

目次中「財務部」を「財務局」に、

第一節 証券取引委員会(第二十五
條・第二十六條)を「第一節 証券
取引委員会(第二十五條・第二十六
條)公認会計士管理委員会(第二十六
條)」に改め、

第二章 公団(第五十九條)を削る。
第四章 公団(第五十九條)を削る。
第五章 公団(第五十九條)を削る。
第十二号を第二十一号とし、同号の次
に次の一号を加える。

二十二 法令の定めるところに従

い、国税庁の所属職員(協議団
及び税務講習所以外の国税庁及
び国税局の附属機関の職員を除
く。以下同じ。)の職務に關係
のある犯罪について捜査を行
い、必要な措置をとること。
同條第三十五号を次のように改め
る。

三十五 外国為替及び外国貿易管
理法(昭和二十四年法律第二百
二十八号)並びにこれに基づく命
令に規定する所掌事務に係る外
国為替管理を行うこと。

同條第四十号の次に次の一号を加
える。

四十の二 株式の名義書換代理人
を登録し、これを監督すること。

第六條第六項中「次長は」を「局
の次長は」に改め、同項を同條第八
項とし、同條第五項を次のように改
める。

五 大臣官房調査部に次長一人を置
く。

六 調査部の次長は、部長を助け、
部務を整理する。

七 主計局に次長二人、理財局に次
長一人を置く。

第九條第一項第二号を次のように
改める。

二 削除
第十條第十一号及び第十二号を
次のように改める。
十一 外国為替相場及び対外取引
を行う通貨の指定その他対外決
済の方式に關する事務を管理す

ること。

十二 在外資金(外国為替管理委
員会の所掌に屬するものを除
く。)その他の在外財産を調査
及び管理すること。

同條第十四号を次のように改め
る。

十四 前三号に掲げるものの外、
國際收支の調整、外国為替の管
理(外国為替及び外国貿易管理
法並びにこれに基づく命令の規定
により他の行政機関の所掌する
ものを除く。)その他國際金融
の調整を行うこと。

同條第十八号を次のように改め
る。

十八 削除
同條第二十二号を次のように改め
る。

る。

二十二 政府契約に基づく支拂の遅
延防止に關し、報告の徴取、実
地監査及び指示を行うこと。

同條第二十三号及び第二十四号
を削り、第二十五号を第二十三号と
する。

第十一條第十一号を次のように改
める。

十一 外国政府による不動産の取
得又は賃借のための手続を行う
こと。

第十三條第一項の表中「外国為替管
理審議会、政府貸付金処理審議会、
金審議会、投資及び担保証券審査
会、戦時喪失國債証券審査会、國有
財産調整審議会及び公認会計士審査
会の項を削り、

公認会計士試験委員

公認会計士試験及び特別公認会計士試
験を行うこと。

財政制度審議会

国の予算、決算及び会計の制度
に關する重要な事項について調
査審議すること。

資産再評価審議会

大蔵大臣の諮問に應じて、資産
の再評価に關する重要な事項につ
いて調査審議すること。

第十四條中「財務部」を「財務局」
に改める。

「第一款 財務部」を「第一款 財
務局」に改める。

第十五條中「財務部」を「財務局」
に改め、同條第一項中「本省(主税
局を除く。)及び証券取引委員会の
所掌事務」を「本省、証券取引委員

会及び公認会計士管理委員会の所掌
事務(第九條第四号から第九号まで
に掲げるものを除く。)に改める。

第十六條中「財務部」を「財務局」
に改め、同條の表中「東京財務部」
を「關東財務局」に、「大阪財務部」
を「近畿財務局」に、「札幌財務部」
を「北海道財務局」に、「仙台財務

部」を「東北財務局」に、「名古屋財務部」を「東海財務局」に、「金沢財務部」を「北陸財務局」に、「広島財務部」を「中国財務局」に、「高松財務部」を「四国財務局」に、「福岡財務部」を「北九州財務局」に、「熊本財務部」を「南九州財務局」に改める。

第十七條中「財務部」を「財務局」に改める。

第十八條第一項中「財務部」を「財務局」に改め、同項の表中「財務部長」を「財務局長」に改める。

第十九條中「財務部」を「財務局」に、「財務部支部」を「財務部」に改める。

第二十條第三号を次のように改める。

三 外国為替及び外国貿易管理法により、貨物、支拂手段、貴金屬、証券及び債権を化体する書類の輸出又は輸入の取締を行うこと。

第二十四條中「証券取引委員会」を「証券取引委員会」に改め、公認会計士管理委員会」に改める。

第二十五條を次のように改める。

(任務)
第二十五條 証券取引委員会は、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の目的を達成するために必要な行政事務を行うことを主たる任務とする。

(組織、権限及び所掌事務)
第二十五條の二 証券取引委員会の組織、権限及び所掌事務は、証券取引法の定めるところによる。
2 前項に定めるものの外、証券取引委員会は、第四條第一号から第

十二号まで(その所掌事務に関するものに限る。)及び第四十号の二に掲げる権限を行使し、これらの規定に規定する事務をつかさどる。
第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 公認会計士管理委員会

(任務)
第二十六條の二 公認会計士管理委員会は、公認会計士法(昭和二十三年法律第三十号)の目的を達成するために必要な行政事務を行うことを主たる任務とする。

(組織、権限及び所掌事務)
第二十六條の三 公認会計士管理委員会の組織、権限及び所掌事務は、公認会計士法の定めるところによる。

2 前項に定めるものの外、公認会計士管理委員会は、第四條第一号から第十二号まで(その所掌事務に関するものに限る。)に掲げる権限を行使し、これらの規定に規定する事務をつかさどる。

(附屬機関)
第二十六條の四 公認会計士管理委員会に、公認会計士試験審査会を置く。

2 公認会計士試験審査会は、公認会計士試験及び特別公認会計士試験を行う機関とする。

3 公認会計士試験審査会の組織及び所掌事務については、公認会計士法の定めるところによる。
第三十條第七号の次に次の一号を加える。
七の二 国税庁の所屬職員について

てその職務上必要な監察を行ひ、法令の定めるところに従ひ、第三十三條の三第一項に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。
第三十一條第三号を削る。
第三十三條の次に次の二條を加える。

(国税庁監察官)
第三十三條の二 第三十條第七号の二に掲げる事務を行わせるため、国税庁に国税庁監察官六十人以上を置く。

2 国税庁監察官は、国税庁の職員のうちから、国税庁長官が命ずる。

3 国税庁監察官は、第一項の規定による職務以外の職務を行つてはならない。

(国税庁監察官の行う捜査)
第三十三條の三 国税庁監察官は、左に掲げる犯罪があると思料するときは、犯人及び証人を捜査するものとする。

一 国税庁の所屬職員がしたその職務に関する犯罪

二 国税庁の所屬職員がその職務を行う際にした犯罪

三 前二号に掲げる犯罪の共犯
四 国税庁の所屬職員に対する刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十八條の犯罪

2 前項の捜査については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定を適用する。但し、逮捕、差押、捜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四條第一項及び第二百二十五條第二項の規定による請求は、することができない。

い。
3 前項但書の規定は、刑事訴訟法第二百十三條の規定の適用を妨げるものではない。

4 第二項の場合において、刑事訴訟法第九十三條、第九十四條、第九十六條、第九十八條第一項、第二百一十一條、第二百一十二條第一項(第二百一十一條に関する部分に限る。)、第二百一十三條第一項、第二百一十七條第一項、第二百六十八條第二項、第四百三十條第二項(領置に関する部分に限る。)、及び第四百三十五條第七号中「司法警察職員」又は同法第二十條第六号、第二十九條第二項、第二百四十一條及び第二百四十六條中「司法警察員」とあるのは、それぞれ「国税庁監察官」と読み替へるものとする。

5 檢察官、都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察職員と国税庁監察官とは、第一項に掲げる犯罪の捜査に関し、互に協力しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項に掲げる犯罪を積極的

に捜査すべき司法警察職員の責務を軽減するものではない。
7 国税庁監察官は、その職務を行うにあつては、身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。
第三章第二節第三款中第三十四條の前に次の一條を加える。

(国税庁協議団)
第三十三條の四 国税庁に国税庁協議団を置く。

2 国税庁協議団は、国税庁長官に対する内国税に関する審査の請求について、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)その他の法律(法律に基く命令を含む。))に規定する協議を行う機関とする。

3 国税庁協議団の所掌事務の細目及び組織は、政令で定める。
第三十四條第一項中「第三十五條に規定する附屬機関の外、」を削り、同條第四項中「内部組織」を「組織」に改める。

第三十五條第一項の表中中央株式等評価審議会及び臨時補償特別審査会の項を削り、

基準地区調査会
国税庁長官の諮問に応じて、臨時実地調査(昭和三十五年法律第三十條第一項に規定する事項について調査すること。

全国資産再評価調査会
国税長官の諮問に応じて、資産再評価(昭和三十五年法律第三十條第一項に規定する事項について調査すること。

「徴収部に改め、同條の次に次の一

條を加える。

(国税局協議団)

第三十八條の二、国税局に国税局協議団を置く。

2 国税局協議団は、国税局長に対する内国税に関する審査の請求について、所得税法その他の法律(法律に基く命令を含む。)に規定

地方宅地貨物格調査会

国税局長の諮問に應じて、臨時宅地貨物格修正法第七條第一項に規定する事項を調査すること。

地方資産再評価調査会

国税局長の諮問に應じて、資産再評価法による再評価額又は再評価税額等に関する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

第四十一條第一項の表中増加所得税調査会及び宅地貨物格調査会の項を削る。

第四十八條中「支庁」を「道庁」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六條の次に次の一條を加える。

第七條 国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項を調査審議させるため、大蔵省に財政制度審議会を置く。

2 審議会は、大蔵事務次官及び委員十二人以内で組織する。

3 大蔵事務次官は、審議会の会長として、会務を総理する。

する協議を行う機関とする。

3 国税局協議団の所掌事務の細目及び組織は、政令で定める。

第三十九條の見出しを(その他の附屬機関)に改め、同條第一項の表中地方株式等評価審議会及び不動産評価審議会の項を削り、

臨時宅地貨物格修正法第七條第一項に規定

を

4 審議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識又は経験のある者のうちから大蔵大臣が任命する。

5 審議会の委員は、非常勤とする。

3 証券取引法の一部を次のように改正する。

第七十一條中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

事務局に局長を置く。

局長は、事務局の事務を総轄する。

第四百七十四條及び第四百七十六條中「財務部」を「財務局」に改める。

4 公認会計士法の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 雑則」を「第八章 罰則」に改

七章 公認会計士試験審査会

九章 罰則

第十五條第一項を削り、同條第二項中「公認会計士試験委員」を「公認会計士試験審査会」に改め、同項を同條第一項とし、同條第三項を同條第二項とする。

第四十五條に次の二項を加える。

2 公認会計士管理委員会事務局に局長を置く。

3 局長は、公認会計士管理委員会事務局の事務を総轄する。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章 公認会計士試験審査会

(設置)

第四十六條の二 公認会計士試験及び特別公認会計士試験の執行に関する事務をつかさどるため、公認会計士管理委員会に公認会計士試験審査会を置く。

(組織)

第四十六條の三 公認会計士試験審査会は、会長一人及び部長四人をもつて組織する。

2 公認会計士試験審査会を、第一部、第二部、第三部及び第四部の各部に分ける。

3 第一部においては第一次試験、第二部においては第二次試験、第三部においては第三次試験、第四部においては特別公認会計士試験(第五十七條の二の規定による受験者の第五十七條第二項各号に掲げる職にあつた年数のいんしやくを含む。)の執行に関する事務をつかさどる。

第四十六條の四 会長は、公認会計

士管理委員会委員長をもつて充て

2 会長は、部長及び試験委員を監督し、各試験の執行に関する事務を総理する。但し、試験問題の作成及び採点には関係しない。

3 会長に故障がある場合には、第四十二條第三項の規定により公認会計士管理委員会委員長を代理する者が、会長の職務を代理する。

(部長)

第四十六條の五 部長は、会長の指定するところにより、公認会計士管理委員会委員をもつて充て

2 部長は、各部における各試験の執行に関する事務(試験問題の作成及び採点に関するものを含む。)を掌理する。

(試験委員)

第四十六條の六 公認会計士管理委員会委員長は、公認会計士試験及び特別公認会計士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、各試験を行うに必要の学識経験を有する者のうちから、試験の執行に、公認会計士管理委員会の推薦に基き、試験委員を任命する。

2 各部における試験委員の数は、第一部六人以内、第二部十四人以内、第三部六人以内、第四部十二人以内とし、公認会計士管理委員会の推薦に基き、公認会計士管理委員会委員長が定める。

3 試験委員は、試験問題の作成及び採点について部長を助ける。

(会長等の勤務)

第四十六條の七 会長、部長及び試

験委員は、非常勤とする。

第五十八條中「公認会計士試験委員」を「公認会計士試験審査会」に改める。

5 賠償金臨時設置法(昭和二十三年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「財務部」を「財務局」に改める。

6 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の大蔵省の項中「証券取引委員会」を「公認会計士管理委員会」に改め、「酒類配給公団」を削る。

7 政府貸付金処理に関する法律(昭和十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一項中「政府貸付金処理審議会」を「公認会計士管理委員会」に改め、「議院」及び第二項を削る。

8 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六條を削る。

9 戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「戦時補償特別審査会」の諮問を経て、及び同條第三項を削る。

10 財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項中「不動産評価審議会」に諮問して、及び同條第五項を削る。

第三十條第四項中「株式等評価

審議院に諮問して」及び同條第六項を削る。

11 増加所得税法（昭和二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項及び第二項中「増加所得税調査会に諮問して」並びに同條第三項及び第四項を削る。

第十條中「第三十六條第四項」及び「第六十六條」を削る。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

12 この法律施行前にした行為に對しては、改正前の増加所得税法第十三條の規定は、なお効力を有する。

13 所得税法の一部を次のように改正する。

附則第十三條中「第三十六條第四項」及び「第六十六條」を削る。

14 臨時宅地貸賃価格修正法（昭和二十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三條の見出し中「及び基準地区調査会」を削り、同條第二項から第七項までを削る。

第七條を次のように改める。

第七條 削除

第十八條中「調査若しくは審査の事務に従事し、又は基準地区調査会、地方実地貸賃価格調査会若しくは宅地貸賃価格調査会の議事に参加した者が、その調査、審査又は議事を「調査又は審査の事務に従事した者が、その調査又は審査」に改める。

15 この法律施行前にした行為に對しては、改正前の臨時宅地貸賃価格修正法第十八條の規定は、なお効力を有する。

16 戦時喪失無記名国債証券臨時措置法（昭和十九年法律第十七号）は、廃止する。

17 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、旧戦時喪失無記名国債証券臨時措置法の規定は、なおその効力を有する。

18 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

第三十二條第一項中「各省各庁は、」を「衆議院、參議院、内閣、總理府、法務府、各省、最高裁判所及び會計検査院（以下各省各庁といふ。）は、」に改める。

19 特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第七條中「財務部」を「財務局」に改める。

20 閉鎖機關令（昭和二十二年勅令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五條中「財務部」を「財務局」に改める。

21 外國政府の不動産に關する權利の取得に關する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「財務部長」を「財務局長」に改める。

22 貸金業等の取締に關する法律（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「財務部長」を「財務局長」に、「財務部の支部長」を「財務部長」に改める。

○水田政府委員 ただいま議題となりました大蔵省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

昨年六月一日に、国家行政組織法が施行されたに伴ひまして、大蔵省の組織とその所掌事務の範圍及び権限を定める大蔵省設置法が制定、施行されたのでありますが、その後諸情勢の推移に伴ひまして、大蔵省の機構等につきまして若干の改正を加える必要があらますので、本法律案を提案いたしました次第であります。

本法案の内容でありますが、まず本省關係から主要な改正点を申し上げますと、その第一は、外國為替及び外國貿易管理法並びに株式名義書換に關する法律等の制定に伴ひまして、所掌事務に關する關係條項について整理を行ったこととあります。

その第二は、いたしましては、終戦處理費及び賠償施設處理費等の經理に關する事務の特別調達庁または賠償庁への移管並びに土地台帳及び家屋台帳に關する事務の法務府への移管のため、理財局、主税局等の所掌事務からこれらの事務の關係條項を削除いたしましたこととあります。

その第三は、地方における財務行政の円滑な遂行をはかるため、財務部を財務局と改称することに伴う改正等がその主要なものであります。

次に外局の關係について申し上げますと、まず国税庁關係でありますが、その主要なものは、今回の税法の改正に伴ひまして、内国税に關する審査の請求についての協議機關といたしまして、国税庁及び国税局に協議回を設置いたしましたこと、並びに国税庁監察

官に、国税庁に所屬いたします職員の仕事に關係のある犯罪を捜査させるため必要な規定を設け、職務の嚴正を期することとしたこと等でありまして、次に公認會計士法の改正等に即應いたしまして、新たに外局として公認會計士管理委員會を設置いたしましたこと、並びに証券取引委員會の所掌事務に株式の名義書換代理人の登録事務を加えましたこと等がその主要なものであります。

なお、大蔵省の付屬機關であります各種の審議會につきましては、昨年末から整理方針を立てまして、諸々の準備をいたして参つたのであります。が、そのうち特に存置する必要があるものを除き、本省及び外局を通じて十四の審議會を廃止することとしたしました。

また酒類配給公團につきましては、その清算事務も終了いたしましたので、同公團關係の條項を削除することとしたのであります。

以上本法律案についてその概要を御説明いたしました。が、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○鈴木委員長 これにて政府の提案理由の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。三宅則義君。

○三宅（則）委員 ただいま議題になつております大蔵省設置法の一部を改正する法律案に對しまして質疑を行います。本日は高橋政府委員のおいでになります。が、ほかの政府委員ももしおいでございましたら、ぜひこの際出席をお願いしたいと思います。

まず第一にお伺いたします。点は、今まで財務部と言つておりましたものを、財務局に改称することに相なつたのであります。が、今度財務局に直した理由をもう少し詳しく御説明をお願いいたします。

○水田政府委員 これは御承知の通り、今まで財務局が二つにわかれておりました。国税局と一方を財務部といふことにして出発したのでございまして、その民間に對するいろいろな事務で、非常に間違えられて、しよつちやう財務部への書類が、国税局の中の財務部と間違えられたり、いろいろの事務の円滑な進行がございした。たこと、もう一つは各省の地方出先の機關を見ますと、その財務部よりはおに人数の少い、また機能も小さいやうなところが、各省は全部何と局といふことになつておるのに、出先機關として最も大きい陣容を持つておる財務部が一部であつて、地方の行政について獨立した一つの権限を持つてゐるやうな印象を與えないやうな、いろいろの問題が最近出て参りましたので、これをやはり財務局として、はつきりした官庁とした方がよいといふことになりましたので、部を局にしたといふのであります。但しこれにつきましては、人員をふやしたり、機構を拡大するといふことを一切やめまして、従来のままで名称だけをかえて、事務の円滑をはかりたいといふことで、改正を加えたいといふわけでありま

○三宅（則）委員 今水田政府委員の御説明でわかつたのであります。が、従来各地には財務局と申しまして、實際は国税局の出張所があつたわけですから、

れをこの前の国会で国務局と直したわけでありまして、その辺に非常にいきさつがあるわけでありまして、私はむじろ国務局と財務局と並立すること、けつこうな案であると思つておる。そこでいま案が、従来は財務局の中に、また財務部のやります事柄と二つやつておるわけですが、そういたしまして、それが二つにわかれたという意味合におきまして、地方民はまた元に戻したように考える人があるかと思つて、どう考へておられますか、承りたいと思ひます。

○水田政府委員 そういうような御要望も確かに地方でございまして、行政審議会において、その大蔵省の機構の問題について、審議が先般行われまして、そのときの答申案には、この二つをまた統合してもいいというような意見が委員会でも非常に強くて、その意見が採択されたという話を聞いておられますが、政府としては、この審議会の答申をもとに、この点については、これから検討したいと思つておられます。

○三宅(則)委員 今の水田政府委員のお話によりまして、答申案では、国務局と財務部と合したものであつて、いいというようなお話であります。が、国務局というものは、御承知の通り税金をとる役所でございますが、われわれ国民からいまして、税金を納付するに税金をとり上げるのであります。が、一方反対給付と申しますか、ある施設をやつてやるとか、あるいは預金部の資金等を、公共団体その他私益等にも融通してやるというやうな、

温情的な事柄と相並立した方が、むしろ国民は納得するのじやないかと思ふのであります。ぜひ財務局というものは、いゝゆるとる方も、また與へる方も與へる。こういふ機構になさつた方が、国民は納得するのじやないか、かように強く主張するのであります。幸ひ国務局長官がおられますから、国務局長官はどう考へておられますか、承りたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 税を徴収する仕事と、従来財務局にありましたところの財務部、すなわち預金部資金の融資をいたしたり、あるいは金融面をいゝる／＼な調査、管理をいたします仕事、並びに国有財産の仕事と同時に持つておることにつきまして、非常な長所もあり得ると思つております。しかしながら、一方においていゝゆる温情面を持ち、一方において徴収するといふことも、一つの理論ではあると思ひますが、政府としては国民に対するいゝ／＼な施設をいたして、民に對する、單にそういうやうな狭い部面に限られておる問題ではないのであります。どこまでも通産省の關係、農林省の關係、その他各省の關係において、いゝ／＼な施設が行われておるものであります。従つてそれあるゆゑに財務局としてまとめ行くといふことも、いゝかかかと考へられるのであります。ことに税の關係につきましては、税自体が非常に繁忙をきわめる。また非常に困難な仕事である現状におきましては、やはり先般改正されましたやうに、国務事務は国務事務として、獨立してやつて、しかもその徴収面におきましては、どこまでも十分に納税者の苦しいところをお察しをし、実情に

適合したところの徴税をして行くといふことによつて、初めて目的を達成し得られるのではないかと、思ふ次第でございます。

○三宅(則)委員 今高橋国務局長官のお話になりましたが、これはちよつと余談になりますが、かつて私は大蔵委員会において、常に国民に對しまする負担の公平、もしくは健康なる徴税面といふことについて、発言を求めておつたものであります。幸ひにいたしまして、第五国会、第六国会、第七国会の三国会を通じて、ことに地方等におきましては、物の値が下つた場合においては、昭和二十四年一月一日現在と、二十四年十二月三十一日現在とは、たなおよし商品等におきましては、ほとんど二分の一もしくは三分の一に減ずるのであつて、こういうものに対しては、健康なる処置をなし、もらいたいといふことをかねて要望いたしておきました。その当時大蔵大臣並びに高橋国務局長官も、法人はさういふやうに時価主義でありまして、個人はさうした健康なる措置をすることができなかったと言つておられました。が、このごろ高橋局長官の英断によりまして、われわれ個人に對しては、法人同様、たなおよし商品等についての値下つたものに對しては、年末の現在高の価格によつて算定する。こういう英断を下されたことは、まことにけつこうであると思ひます。この際一つ国務局長官に申し上げておきたいと思ひますが、今度財務局を設けられる場合におきまして、やはり国務庁と同じやうな名前を配するといふ意味合でありましようか、少くとも東京におきましては、関東と名をかえ、大

阪においては近畿と名をかえ、名古屋においては東海とかえられたのであります。が、いささかこれに類するやうなものでございしますが、その名前を元に戻した方がいゝと思ひますが、どうしてこういふやうに今度新規にかえられるのでしやうか。この辺をひとつ伺いたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 国務庁設置の當時は、元の各地名をもつて国務局の名前としたのであります。が、その当時財務部という、同じやないところの当初の名称より異なつた名前を持ちましたので、混同を避け得たと思つてあります。が、今度財務局といふやうに、従来の名称を用いるといふことに相なりますと、その後一箇年近くの時間は経過しておりますけれども、なお多少混同を来すおそれがありはしないかといふ懸念がございました。名稱の変更が妥當ではないかと考へております。

○三宅(則)委員 この名稱の変更につきましては、私も承りました。決ましては、私も承りました。決ましては、私共質問するものではなく、むしろ地方の国務局と地方の財務局とは、結局名前が別であるが、置く場所とは同じである、こういうやうに確信いたすものであります。が、さうであるとして、政府も御答弁なさることであらうと信じております。ことに地方におきましては、混同せられておきまるといふの、何と申しますか官界の地位と申します。か、あるいは待遇と申します。か、それらについては、国務局の局長も、地方の財務局の局長も、同じやうな地位でありましようか。それとも何かかわつておきましようか、承りたいと思ひます。

○水田政府委員 同じであります。

○三宅(則)委員 今さうな意味合ひにおいて、同じであるといふことを聞きまして安心をいたしました。私はこの際ひとつ関連いたしました。地方の財務局に關する方にお答えを賜わりたいと思つております。その事柄は、むしろ私がたび／＼国会において発言を求めておるところであります。が、やもやもいたしまして、地方の財務局——昔の財務部、今度の財務局です。が、われ／＼として、地方の公共団体もしくは私企業にも、ある程度まで融資をしてもらいたいと思つております。が、今までは中心をいたしまして公共団体であつたと思ひますが、將來は政府の了解を得て、もしくは地方団体の要望によりまして、多少私経済にまでも發展せらるる勇氣と努力がありましようか、これを承りたい。

○久米(則)委員 ただいまの御質疑に對してお答えいたします。今のお話は預金部資金の運用に關する問題だと思ひますが、新しく財務局となつたあかつきにおきまして、現在と同様預金部資金は必要な方面にできるだけ広く運用したいといふ氣持を持つておることは、従来と何らかわりはないと思ひます。ただ運用につきましてはいろいろ關係方面の指示等もございまして、ある程度の制約はございします。意圖におきましては必要な面にはできるだけ円滑に資金を供給したい。こう考へておるものと思ひます。

○三宅(則)委員 今の説明員の方のお話は、まことに當りさわりのないことでありまして、私もはもとつとつとんだことを聞きたいのです。政務次官から承れば仕合せであると思ひます。

が、私にいたしましては、この預金部資金につきましては、地方公共団体に限つて貸してあるのでありますが、地方産業もしくは地方の開発事業等もあることでありまして、美断をもつて、公共団体ばかりでなく、事業団体においても、さしつかえない範囲まで広げてよろしいと思ひますが、現段階においては、政務次官はどう考えておられますか。この辺を承りたいと思ひます。

○水田政府委員 預金部資金の運用の問題であると思ひますが、預金部資金はどういう方向へ運用するかということにつきまして、大蔵政府としての方針が立つております。従来のように、ただ公共団体ということだけではなくて、今度の金融債の引受けをやるとか、あるいは社債の引受けをやるとか、いろいろな預金部資金の運用計画は、現在考えておりますが、今のところ一般の私企業にこの預金部資金を使うというところまではまだ至りません。但し公共団体につきましては、この解釈をもつと広げまして、水利組合とか、耕地整理組合とか、そういうような組合への金融というところまでは、これを拡張したいと思つて、現在努力しておる最中でございまして、今の運用の範囲よりはもつと広げたい。こういう考えを持っております。

○三宅(則)委員 今の政務次官のお話はいへん私は良好に向つたというところを確信するのであります。従来は各公共団体が地方の財務部、今度の財務局を設けましたが、それに向つて申請を出し、さらに大蔵省に参つてこれが可決するものと思つておりますが、どうか地方の財務局としては、今までの観

念をもう少し広げていただいて、今政務次官の仰せになりましたように、積極的に地方産業もしくは公共団体等につきましても、日本の再建に必要であるというふうなものにつきましては、勇敢に出すようにしていただきたい。かように考えておるのであります。

この際、ひとつ関連をいたしましてお伺いしたいと思ひますが、大蔵省の官吏の方は、地方もそうでありまして、割合優秀な官吏がおられると思つております。しかし第一線に至りますと、本省の官吏の方や、あるいは国税庁の官吏の方と違ひまして、ややもすると越権がありまじたり、濫用がありまじたり、また民意に沿わないような点がありまじりますが、これに對しまして、本省としては相當監督をしておりまじかどうかということ承つて、あとの質問に移りたい、かように考えます。

○久米説明員 お答えいたします。ただいま御指摘になりました通り、本省といたしましては、従来もそうでありまじが、今後その監督の面にはなお一層力を注ぎまして、御意見に沿ひたいと考えております。

○三宅(則)委員 説明員のお話でありまして、私も本省であるとか、各国税局もしくは財務局につきまじしては、相當權威あるものと思つておりますが、そのまた第一線の前線、いわゆる最末端に参りますと、場合によりまじす地方におきまじしては、相當權威を失ひたり、あるいはコネクションがないとか、あるいはやらぬというふうなことも聞ひております。これは風評でありまじが、やまやますると権力の濫用というところが起りがちの点があるものでありまじ

て、今説明員の方から御説明になつたわけでありまじが、もう少し上の方の、政務次官なり、国税庁長官なり、理財局長から力ある態度でよく訓令してもらひたい。同時に考えますことは、うわべはそう指示しておるようでありまじが、末端に参りますと、地方の有力者、ボスに濫用されるおそれがあるから、これがないようにやつてもらわなければならぬ。というのはいは各末端の役人と本省の役人の意見は、うわべとは相異なる場合がありまじから、この辺についてよく意見の滲透いたしませうに、訓令なり通告なりをしてもらひたいと思ひがこれはひとつ国税庁長官なりその他の方からお伺ひしたいと思ひます。

○水田政府委員 これはお説の通り、今後とも徹底してやつて行きたいと思ひます。従来もこれには氣をつけておりまじして、たとえば国有財産の売却にまつても、今三宅委員から言われまじしたように、本省としてはこういう方針で売りたいということをやつても、省の末端に行くとそれは行かないので、變態の問題とかいろいろ問題がなければ片づかぬという不平を、ずいぶんわれ／＼は聞ひております。で、そういうことのないように国有財産の処置については、こういう点はこまめには便宜をはかつていろいろ点検しようなことを、最近是非常に末端まで徹底いたしまして、各地の処分が順調に進んでおります。預金部の資金の問題も、やありやういふ陳情をわれわれは受けております。政府は短期資金を国民に積極的に貸し出すというので、地方財務部に金を渡しておるのに、地方の末端が、なか／＼一回や二

回足を運ぶ程度では應じてくれないという問題もありまじ。これについては相當嚴重に監督しまして、本省の意見が末端まで行くようにということ、最近では各公共団体の短期資金の貸出しもきわめて迅速に行つております。今回もまた地方税法が少し遅れておりますので、地方の財政が一箇月のずれが来ておるというやうな問題がありまじすので、この場合に對処するために、うへを平準資金の前渡金を出すというやうなことも、すでに政府は手配して、末端までこれは連絡がついておるから、そういういろ／＼な不便は急速になくなるのじやないかと思つております。

○三宅(則)委員 今の政務次官の御答弁は非常に満足に思ひます。どうも今おしやつた事柄を十分に滲透するように、今速記録に載つたやうなことを十分国税局、あるいは財務局、あるいは末端の財務署等にも申達してもらひたいと思ひます。私はかつてこの国会におきまして、この席上において昭和二十四年十二月下旬地方に關しますところの税金の取立て等につきまじして、ある程度まで穩健にして妥當なる愛情ある課税、もしくは差押え、その他の操作をしなければならぬということを申請いたしておいた。たまたまここにあらまじす高橋長官はその言をいれられ、その約束を履行せられまじして、各財務署までそれらに對する年末年始の差押え等はやらぬやうにという電報を打たれたということでありまじす。私は第一線に国税調査に参りまじした際、財務局長を集めまして、議會ではどう言つたが、末端の財務署の方ではどうだろうかということ聞きまし

た。幸いにそのことにつきまじしては、電報が長官から参りました。こういう答弁を得ました。が、こういうやうに滲透することを私期待するのでありまじして、今日政務次官が堂々と發表せられたやうな事柄は、どうぞ末端まで滲透するやうにやつていただきたい。かようにお願いをいたすものであります。

次に御質問申し上げたい事柄は、今度の改正によりまして、土地その他に對するものが、財務局の方へ行つたということになつておりますが、在來は財務署、もしくは国税局、あるいは財務局等において監督したと思ひますが、これはどういふやうに移管したのでありまじしょうか。その理由を承りたい。

○高橋(衛)政府委員 御承知の通り現在地租も家屋税も、すべて地方税と相なつております。従ひまして国税としてこれらの資料を利用する場面がほとんどないのでございまして。依然これらの整理、その他について、今後いやくもいろいろな運轉があつては、この制度がくずれおそれまじございまして、また今回提案になつております地方税の關係におきまじても、これが非常重要な基礎になつておるといふ面から申しまじしても、これに国税關係の官署に置くことが妥當でないという結論に達しまして、こういうやうな提案をいたした次第であります。

○三宅(則)委員 さらにひとつ今度の方角をかえまして申し上げたいと思ひますが、今同公認會計士法の一部を改正する法律案というものが、今国会において幸いに通過いたしました。ところがまた一つここに公認會計士改正法案がこの中に入つておるわけでありま

して、これをなせ単行法で出されなかつたのか。大蔵省の設置法の中にこれを入れられておるというに多少不安があるのですが、何か便法があつたのですか、その辺をひとつ承りたい。

○吉田(信)政府委員 お答え申し上げます。公認会計士法におきましては、当初この公認会計士の試験に関する諸規定は、政令あるいは公認会計士委員会の規則で定めるつもりでありましたところ、諸般の事情から、ただいまの事項はなるべく法律に書く方がいいたうということになりまして、今回公認会計士の委員会の問題をこの設置法に規定することになりました。それと関連いたしまして、法律で明記するといふ形にいたしました次第であります。

○三宅(則)委員 私はつくづく質問をいたして政府をいやがらせようというのではありません。了解するのに必要なものであります。私どももいたしましては、こういうような事柄になりますと、むしろこの公認会計士の改正法案は別になされた方がほんとうによいくわかりやすいと思いますが、そういたしますと何か技術的に非常に迷惑がたしますようか。これをもう一ぺんひとつ承りたいと思ふのであります。

○吉田(信)政府委員 ただいまの御質問の御趣旨、私どもよくわかるのでございますが、別にもう一度公認会計士法の改正案を提案するということよりも、この設置法の改正自体が直接公認会計士法の改正案として提案いたしましたことと関連いたしまして、そうして公認会計士の委員会の内部組織ということに関連いたしておりますので、あわせて御一緒に御審議願えればいんじやないかというふうに考えた次第であります。

ります。

○三宅(則)委員 私はこの際、政府にひとつ要望しておきたいと思ふのであります。決して反対せんがために反対するといふのではありません。いやしくも法律というものは国民にわかりやすくいたしましてこそ、ほんとうに法律の値打があると思ふ。ややとすると、重要な事柄を何々等といううな意味合いにおいてぶつかけておる。でありますからそんなことがないだらうと思つておられますと、その方にちよつと入つておる。このようなことがあつたのです。官吏の方じやないへん御都合がいいのでしようが、議員としてはたいへんぐあいが悪い。法律が深く、長くなりましてもけつうでありますから、徹底せしめるようにし、議員も了解し得るようになしまして、かりに二つで済むものが三つになつてもけつうでありますから、何々等の中に合算してちよつと置いて、あとは知らぬ顔をして通すというふうな考え方、非常に官吏の悪い考え方であると思ひます。私は別に大したものじやありませんが、国民の代表の一人といつたしまして、そういうふうに出しにしますしやうに、政府当局に要望しておきたいと思ひます。これに対して政務次官の御答弁を承りたい。

○水田政府委員 なるたけそのようにいたします。

○三宅(則)委員 それではあまりしつこくつた込みませんが、ちよつと専門的になつて恐縮であります。会計士管理委員会を法律の中につくつたことはけつうであります。私どもはこ

れと関係をしてかつてから申していることではあります。今日の段階におきましては、公認会計士といふものはわずかに百数十名しかありません。むしろ今後公認会計士といふは、日本に産業界、経済界の復興に貢献したいと念願いたしております者は、少くとも三千名内外はあるかと考えているのであります。こういう方々が必ずしもみな一様に公認会計士になり得ると思はれておられますが、そのうち大部分はこういうような職業に邁進いたして、たとえば弁護士が法曹界において活躍しておりますごとくに、経済界におきましてはむしろ公認会計士の今後の発展にまたなければならぬと思つております。これに對しまして管理委員会等におきましても、まだ公認会計士になつていないものの中から、もしくは学識経験者、あるいはこれらに對して同情あり、理解ある者をもつて会計士管理委員会にすることが必要であると思つております。政府はどういうお考えか、承りたいと思ひます。

○吉田(信)政府委員 ただいまおつしやつたことは私も同様と考えております。今回の改正におきまして、原則として公認会計士管理委員会の委員は、すべて公認会計士でなければならぬといふことにはいたしておりますが、最初の任命そのものにつきましては、その拘束を抜きにいたしております。従ひまして、今回公認会計士の中から二名、その他の学識経験者で学者あるいはその他公認会計士の仕事に十分の御理解のある方が三名任命されたい次第であります。

○三宅(則)委員 今吉田さんから説明がありまして大體了承いたしました。

私はこの際政府に意見の開陳をお許し願ひたいと思ひます。およそ公認会計士法が制定せられてから三、四年、実施に相なりませんが、改正がありまして、すでに七回もしくは八回になつておる。かように改正が多いといふことは、日本の経済の混乱を意味すると同時に、いかにむりがあつたかといふことを証するに足るべきものであると思ふのです。はなはだおもしろいことじやないのではありませんが、事実はそのとおりであります。私は近き将来においてなお不十分な点が二、三残つておると思ひます。将来は議員提出なり政府提出なりとして、もう一、二度改正してもらいたいと思ひますが、この機会に政府の御要求もしくはお氣持を承つておけば幸いであると思ひます。

○吉田(信)政府委員 公認会計士の問題については、まつたくわが国としては新しい制度でございまして、こういつた制度になれておられませんので、あるいは他国の模倣をするといふようなことによつて出た点が多々あるかと思ひます。そういう意味におきまして、実情に照してみると、いろいろ不便が起り、また疑問が起るといふことで、すでに八回の改正をいたしましたことは、それに関係いたします。私どもとして、見識の足らなかつたことについて非常に恥じておる次第であります。しかしながら今回かなり大規模な改正をいたしまして、大體の大きな見通しは立つに至つたのではなからうかと考えております。しかし今後におきましても、まだ改正の余地はあるかと存じます。前よりもむしろもつと広い範囲において、公認会計士の仕事

が現実に経済界にお役立ちできるようにといふ点については、われ／＼としてできるだけの努力をいたして参りたいと存じます。

○三宅(則)委員 今吉田政府委員の御答弁によつて大體了承いたしました。が、私はさらにもう一つつ込んだことを申し上げて恐縮であります。この試験に関する問題、たとえて申しますと、特別試験といふような問題については、かつて二十年も三十年も計理士としてわが国に盡瘁いたしておつた者が、この試験を受けなければならぬ。こういうものについては相当しんじやくをして、あるいは経験年数とか、あるいは人格とか、過去の経歴とかいふものを尊重しなければならぬと思ひますが、こういうような事柄を、こういうような法律の中に織り込んでいたことも一つの方法であると思ひますが、政府としてはどういふように考えておりますか。

○吉田(信)政府委員 現在この試験の内容については、一部は法律で書かれてございまして、またかなり多くのものが政令等に委任されております。現在といたしましては、この管理委員会規則にまかされております。試験の技術的な面というところに限られておるわけでございますが、また御要望がいふるでございまして、できるだけ実情に沿うように、試験内容等も検討いたしたいと思つております。

○三宅(則)委員 今吉田政府委員の御説明によりまして承りました。どうか民論に沿うように、国民大衆諸君の希望する線に政府はなるべく持つて行くように、こういうところが大體量をもつて今後の法案の作成、もしく

は法律案の出ましたときには十分に説明していただきたいと思います。

次に今度は高橋さんの方にお尋ねいたしたいと思いますが、私の構想としては、各国税局に協議団というものができて参りました。われ／＼の審査請求いたしましたものに對しまして、これをなされるわけでありまして、むしろ国税局一本では少し少な過ぎる。私のそばによりまして、大体各税務署を視察いたしまして、審査の請求がありました九〇％、たとえば五千件ありますと四千件、もしくは四千五百件以内は、各税務署において解決しているのであります。地方の国税局にまわつて、最後に国税庁にまわつて来るものは、わずか二〇％しかありません。こういふふうに考へておられるのであります。私は、税務署ごとに苦情処理を解決するために、協議団に類するものなるものを設けてもつた方が便利であると思へておりますが、長官は一体どう考へておられますか。

○高橋(衛)政府委員 今同の所得税法その他の税法の改正によりまして、国税の決定について不満のあり方は、税務署長に對して再調査の請求をするということに法律では相なつております。しかし税務署長の決定に對してさらに異議のあり方は、国税庁に對して審査の請求をする。その審査の請求をなさる場合において、協議団の議を経るという建前になつておるのであります。従つてその協議団の仕事は、国税局に所屬するという観点からいたしまして、国税局の担当としたしておるのであります。しかしながらただいま三宅さんの御指摘の通り、事件の数は相当多数にありまして、また

納税者の便宜等から考へましても、各地においてこの種の仕事をすることが妥當であらうと考へておるのであります。従つて国税局に設置いたしましたところの協議団を随時各地に駐在せしめるなり、派遣せしめるなりいたしまして、機動的にそれ／＼その土地におけるところの必要に應じて、この協議団を最も能率的に活用して行きたい、こう考へておられる次第であります。

○三宅(則)委員 この事柄は地方の納税者としてはたいへん重大な問題です。今の長官の御構想によりまして、協議団は地方の国税局に置く。しかしこれを機動してまわす。こういうわけでありまして、大体において各税務署ごとにはいいというものが私の主たる議論であります。これができないとしたら、群馬県に一つ、埼玉県に一つ、こういうふうな所に支庁を置いて、そうした審査の請求があつた場合等において、いつでも行つてやれる。こういう制度を設けたらと思ひますが、今のところは地方の局だけでしようか、それとも各府県に一つくらい分店をお設けることになる御意思があらうか、承りたい。

○高橋(衛)政府委員 制度としては局に對する協議団でありまして、しかしながら各税務署に設けることと審査の請求の件数を調査いたしました。必要に應じて各府県ごと、または各局に数箇所になる場合もあるかと存じますが、必要な土地に派遣をして、そこにおいて協議団の仕事をする。そういうふうにいいたしたいと考へます。○三宅(則)委員 これはわが党の意見と申しますか、私の意見に類するかも

しれません。ひとつ御参考に申し上げます。国税局長官も聞いていた事柄は、おそろしく今の段階をいたしました。再調査というところによつて税務署長に對する再調査が行われるわけでありまして、それに異議のあつたものに対して国税局に審査請求をする。こういう線でありまして、私はむしろ再調査のときに必要である、こういう観点です。国税局長官は長く官吏をしておられたから、官吏の威厳は徹底するといふふうにお考へになつていらつしやるかもしませんが、實際末端に参りますと、ここで言うてははなはだ失礼ではあります。民間から見ますと、非常に不公平がある。なぜかと申しますと、今までの経験でございまして、恐縮であります。私の見るところによると、異議申請いたしましたも、お前のところは帳面もないだらう、それじやわからぬから取下げろ、こういうことで簡単に片づけて行く。上の方から見ますと、法律はつくつてあるから、意見のあつた場合にはいつでも税務署長へ、さらに国税庁に對して審査の請求ができることになつておりますが、なか／＼やれぬ。もしそういうふうなことをやつた場合には、来年はひどいことをするぞ、こういう暗示を與えられますために、善良な無學の農民は、これにおびえて、審査の請求も取下げるといふのが、過去の例である。私は民主納税になりましてから、審査請求、再調査を濫発しろとは申しません。しかしほんとうにかわいそうな者に対しては、そうした権力の濫用でなく、むしろ温情的に政府の方で進んで再調査をなし、審査の請求をやらせる

ようにしたらよろしいと思ひますが、これに對して国税局長官の心理を聞きたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 ただいまの御質問は、税法自体に對するところの御質問だと思ひますが、この問題については、実は先般来委員会においても、相当協議されました。三宅さんも委員として協賛をせられて、すでに成立した問題であります。従つてこれに對する私個人の批判は差控えたいと思ひます。

○三宅(則)委員 それでは個人の意見は聞きません。さらに私が申し上げたいと思ひますのは、この設置法に對しては国税局に協議団ができるわけでありまして、私は協議団の補助員と申しますか、あるいはこれに協力するものと申しますか、そういうものを相当数各国税局、税務署等に配置し、もしくは顧問として採用する必要があると思ひますが、政府としてはそれは何とお考へになつておりますか、承りたい。

○高橋(衛)政府委員 協議団の職員が實際に審査の請求になりました事件を調査いたしました。またはいろ／＼協議団としての議をまとめます際においては、必要な場合には、もちろんいろいろの方から御意見も承り、また直接調査をする必要のあることが相当あるかと思ひますが、當時的に顧問を置いたり、または補助者を置くといふことは、ただいまのところ考へておらないのであります。

○三宅(則)委員 私は一つ込みまして、はなはだ恐縮であります。協議団といふものは人数が少いと思つております。少い者がたくさん事件を解決することには、はなはだ困難を感じる

る次第であると思ひますが、今の政府当局としては、割合に少い事件しか参らぬから、協議団は少くてもよろしい、そういう御観点でありまして、どうか、その点を承りたい。

○高橋(衛)政府委員 審査請求になりました事件を早急に処理するということとは、これは非常に必要なことであると思ひますが、何分にも総体の職員の数がきつめて限られております関係もございまして、また今年がこの制度の第一年度でありまして、どの程度能率を上げて、どの程度早急になし得るかといふことについて、必ずしも確実な見通しもございせんので、さしたるの状態でございまして、この程度で大体円滑に処理し得るのじやないかと考へております。なお協議団の構成員となりまして採用する考へておられるのであります。何分にも税法自体が非常にむづかしいので、この問題について十分に習熟をして、ほんとうに適正な決定をして行くためには、一時に多数の人を入れましたも、必ずしもその仕事は円滑に行かないのではないかといふ点も懸念しております。第二年度としましてはこの程度が適當であらうと考へておられる次第であります。

○三宅(則)委員 私は国民にかわつてひとつ申し上げたい点があるのです。今も国民にかわつて申し上げておるわけでありまして、さらに一つ込んで申し上げたい。審査の請求あるいは異議の申請があつた場合に、協議団が関與するといふのはけっこうであります。私の構想では、同じ国税局の局長がきめるといふことはどうも行き過ぎである。第三者もしくは別個の資格を有

するとこの者がこれに開與いたしましてきめるということが極当であらうと思ふのでありまして、たび／＼大臣初め政府委員の方に御質問いたしたわけでありまして、それでは今国会を通過いたしましたこの法律によりまして、どの人間をどのくらいどういうふうな配置するといふ構想を持つておられますか。もしお持ちでありましたならば、こういう人間を東京の国税局に置くとか、あるいは大阪に置くとかいふことがおわかりでありましょうか。おわかりであつたら参考に伺いたしたいと思います。

○高橋(衛)政府委員 協議団の職員には、大体今年度は八百名程度を予定しております。これは専任者でありまして、従つてこれに對してさらに兼務者を相當に加えます。兼務者の数につきましては、實際に審査の請求の数を勘案いたしまして將來決定したいと思ひますが、相當数の兼務者をこれに加えて、處理の迅速をはかりたいと考へるのであります。しかし平年度において大体一千五百名程度をこれに充てたいと考へております。

○三宅(則)委員 それでは今度ちよつと方向をかえまして、資産再評価に對しましての調査会が全国の各国税局にできるわけでありまして、これに對してどういふような人間を採用しようといふ御意思があるか。なければないでよろしいが、あればそれを承りたい。

○吉田(信)政府委員 資産再評価に關しましては、大蔵大臣の諮問機關といひまして、資産再評価審議會ができました。これは資産再評価法に規定されました事項のうち、重要な問題で委員

会にかけてきめる問題が幾つかございまして、いわばそういう基本方針だけきめる委員会が當初でございます。それから国税庁長官の諮問機關といひまして、全国資産再評価調査会といひまして、同時に、国税局長の諮問機關といひまして、地方資産再評価調査会がございまして、全部で三つの委員会ができることになっております。この国税庁長官と国税局長の諮問機關として調査会は、国税局または税務署におきまして、資産再評価に關する更正決定が行われた場合に、異議申立がありましてのものについての審査の處理をいたす機關でございます。その国税庁長官または国税局長が審査の處理をなさるにあたりまして、これらの諮問機關として設置されるものでございまして、これらの委員会につきましても、中央の大臣の諮問委員會、国税庁長官の諮問委員會は、それぞれ四十名をもつて構成することになっておりますが、地方の分は三十名であります。そこでこれらの委員會の構成は、まず産業關係の代表者、それから実業經驗者、關係官庁の者といふことになつております。そしてその際産業關係の代表者は半分以上でなければならぬといふことが、資産再評価法にそれぞ

地方につきましても、同じように産業關係の代表者は半数以下であります。また、さらに府県庁あるいは地方商工局とか、あるいは各官庁の關係者、及び學識經驗者をもつて充てる予定になつております。

○三宅(則)委員 幸いに国税庁長官並びに理財局長の吉田さんにおいでになりますから、私はお二人にあわせて質問いたしたいと思ひます。今実は各税務署に協力会といふのがあつて、これは官選でありまして、聞いておりますが、實際それを利用してゐる程度はどのくらいでありましょうか。昔は所得税調査員といふものが各税務署にあつたのであります。これに類するやうなものをやつてもらつた方が、かえつて民権を尊重するのには十分であると思ひますが、今度の法律にはそれがありません。しかし運用の上におきましては、各国税局、税務署においては、これらの所得の決定もしくは資産の再評価は、相當の有力な顧問を置いて、顧問でなくてもよいが、それに諮問することができ、こういうふうな了解しておきながら、諮問すること、ができるのであるから、諮問しなくてもよいのだが、諮問するつもりなのか。諮問しないつもりなのか。承りたい。

○高橋(衛)政府委員 ただいまお尋ねの協力会と申しますのは、これは正規の機關でございまして、むしろ納税者の方々が自主的にあつて、その團體のおとところの一つの団体で、その團體に對して諮問をするといふことも、実はおそく多くはいたしてないといふ存じずるものであります。もつぱら自主的に税務署の仕事をお助けくださるという趣旨をもつておつくりになつた団体だと了解しております。しかしして所得税調査委員會のような制度の問題につきましては、先般の所得税法等の改正の際に、税の決定にお答えいたしましたように、税の決定に各納税者の所得額を確定に適正に把握するといふところに公平が期せられるのでありまして、政治的な妥協によつて決定すべきものではな

いという理論からいたしまして、シャウプ勸告にもありました通り、今回の所得税法においては、これを採用してない次第であります。

○三宅(則)委員 私は国税庁長官にこのことを伺つて、今まで思つておつたのであります。ききようお聞きします。その事柄は、あなたは協力会といふものは利用してないとおつしやうしておりますが、実は私は東京国税局の何々に関する協力会の委員を嘱託されておられます。そういうわけで官憲と結託して權利の濫用と申しますか、そういうやうなことをやつてゐる人があるやうに聞いているのですが、そういう者があつた場合には取締るといふ意思を持つておるか。それともこれらの者を使おうといふ意思であるか。承りたい。

○高橋(衛)政府委員 協力会は先ほどお話しいたしました通り、これはもつぱら自主的な機關でございまして、その人の御意見が非常に妥當であればもちろん十分尊重いたします。また實際上税の調査の上につばな資料になることも相當あるかと存するのであります。そういうやうな機關を積極的に利用するとか、またはそういうやうな制度をつくり上げて行かうという

ような考えは毛頭持つておりません。

○三宅(則)委員 もうちよつとつた込んで御答弁願ひたいと考へます。今日は各税務署ごとに法人会といふものができてゐる。日本橋のごときは二十五も三十もできてゐる。これは各地に一町内あるいは二町内が一緒になつてできるとか、できることを奨励してゐるとか聞いている。これも一つの協力会であると思ひます。さらに紙、文房具なら文房具化粧品なら化粧品、各業種に對して協力会協力員を嘱託するといつておられます。辞令はもつたかもしらないか知りませんが、名刺にはどう書いてある。何々国税局に對する協力員と名前を書いてありまして、ややもすると民間人は官吏であるといふふうな誤認をおそれがある。こういうものはもしないといふならば、ひとつ削つてもらいたい。さもないならば、何か官吏でないやうな方法を講じてもらいたいと思ひますが、これに對する御用意がござい

か、承りたい。

○高橋(衛)政府委員 ただいまの法人会のお話は私も承つておりますが、これももつぱら法人の方々が最近の税法が非常にむづかしいものでありますから、ぜひ一つの団体をつくつていろいろ税務署から説明を聞いたり、またはそれ／＼の手続について相互に協力しあつたやうに伺つております。従ひましてそういうやうな会がございまして、ぜひ来て説明をしてくれといふことであれば、これは非常につつたな機會でございまして、税務署としてはできるだけだけ参上いたしまして、十分に税法の趣旨を御説明申し上げることにいた

したいと考えております。また協力員とか協力会というようなのは、制度としては全然存在してないのをごさいます。従いましてまた今後これをつくるといふ意思もございません。積極的に税務署なり税の問題について御協力くださることは非常にありがたいのであります。今後そういうふうな制度をつくり上げるという考えは持つておりませんことをこの際申し上げておきます。

○三宅(則)委員 政府としてはそういう御答弁かもしれませんが、私はこういうことをひとつ御参考に申しますから、あなたの御私見でもいいから承りたい。ここで言うとはなはだ恐縮であります。今までは封建主義でありまして、どちらかという官尊民卑のものはなしのものがあった。国会は最高の権威になりましてややかたつて来たのであります。地方に参りますと、相当官尊民卑の弊は多いのです。こういう場合になりまして、私はこれは税務に属することかもしれませんが、何何国税局の協力員というふうないたしますと非常に迷惑いたしますから、もし機会があつたならば、国税庁長官から各税務署長なりあるいは末端に對しまして、そういうものはなるべく使わぬような御指示を賜つたらいいかと思ひますが、一般の納税者は国税庁の言うことなら無理無体にかねければならぬといふに誤認するおそれがある。あなたの方ではないかもしませんが、一般にはある。それと関連いたしましてそういうふうな手続をとつていただければどうか。もし御答弁を賜われば仕合せだと思ひます。

○高橋(衡)政府委員 実は協力員について、相当地機動的にまわつていた

きまして、そういうふうな事情があるという事実についてあまり私承知いたしておりません。従つて全国的にそういうふうな指令を出すとか、または宣傳をするとかいふ必要があるかどうかという点についても、必ずしも十分に私の意見をまとめる段階に至つていない次第でございますが、なお具体的事例、または特にはなはだしい地方等がございましたらならば、それらの点について御注意を申し上げるということにいたしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 それではさらに伺ひたいしたいわけでありまして、国税庁の監督官というのがあるが、これは各国税局をまわつておられるものと思ひますが、なお末端にも行つておられましようか、その辺の状況をちよつと承りたい。

○高橋(衡)政府委員 監督官は昨年の六月国税庁設置の際に、新しく設けられた制度でございます。定員は六十名と相なつております。仕事はもつぱら税務官吏の身分上の監督を所管しておる次第でございます。従つて全国各国税局、各税務署を巡回いたしまして、それぞれその本来の仕事でありますところの身分上の監督をやつて参つておる次第でございます。

○三宅(則)委員 この監督官といふものは、もちろん税務署職員を監督なさることでありましよう。税務署がなまけておるわけでありませんか、しようが、事務の進行しなかつた場合であるとか、あるいは非常に異議の申請の多かつた場合であるとか、あるいは事件を起したといふような場合におきましては、相当機動的にまわつていた

たいと思ひます。たとえば私はかつて群馬県地方——前橋、桐生、高崎三税務署をまわつたことがありますが、各税務署も先ほど私が申しました通り機嫌地でありまして、昭和二十四年の一月一日現在と、昭和二十四年の年末、すなわち十二月三十一日現在とは、相当数量の品物が値下りでありまして、こういうために問題が起りました。また一部分速記録——調査書も最近に完成いたしました。私はもちろんその速記録のことを申し上げるわけでありません。こういうふうに各税務署ごとにおいて、相当もんちやくの起つたこと、それからむしろ旗を立てたとか、あるいは税務署長がつるし上げにあつたといふようなことが、間々あるわけでありまして、そつちやうやうなときに、もちろん国税庁も監督官と申しますか、あるいは調査官といひますか、こういうものをとき／＼派遣してもつて、ことに官吏のみの一方的弁護にならぬように、民間人の意見もよく尊重していただいて、なるべく円満に解決をするように努力してもらいたいと思ひますが、その方に監督官をお使いになる用意はありますか、承りたい。

○高橋(衡)政府委員 御指摘のような場合におきましては、同時に昨年の六月に設置いたしました監督官という制度をつくつておりますので、税務署の仕事のやり方が適當であるかどうかという面につきましては、監督官がもつぱら監督いたしておるわけでありまして、しかしただいま御指摘のような場合には必ず監督官を派遣いたしまして、それらの事実を各方面にわたつて

調査をし、その税務署の仕事のやり方がはたして妥當であるかどうかであるかという面について十分な検討を加え、さらにその仕事のやり方等について指導をして参るのが、監督官の本来の仕事と相なつておる次第であります。

○三宅(則)委員 今度はちよつと方向をかえますが、国の予算、決算及び會計の制度に関する重要な事項を調査審議せしむるため云々といふふうないつて、財政制度審議会というものがあつて、人々を任命するが、これはどういふ人々を任命するかの点も、ここには多少書いてあるわけでありまして、政府のお心持を承りたい。

○村上説明員 お答えいたします。この制度の目的をいたしますところは、いろいろ／＼国庫の財政制度に關しまして、たとえば国庫金の制度でございますとか、あるいは企業体の経理の方法でございますとか、そういうふうないろいろな相当大きな問題が今後に残されておるのでございます。そこで将来なるべく早い機会にこつちやつた制度につきまして研究を加へまして逐次制度化したしまして、場合によりましては、法令をなお大帳に改正するといふようなことも起つて来ようかと思ひます。でございます。ただそういうつた相当重要な事項でございますので、政府部内で研究いたしますことはもちろんでございますが、相当民間あるいは学界等の経験者の御意見を伺つたらどうかといふことを考えまして、そういうものを設けたい、かように考えておる次第でございます。そこで具体的にどうなといふこともどうかと思ひますが、大体私どもとして入つていただこうかといふふうな考えて予定しております方

方は、まず簿記、會計といつた方面の学識経験者、それから實際民間の企業の経理につきまして相當の御経験のある方々、それから官庁内部におきましては、關係のあります會計検査院、法務府、そういうところを予定しております。

○三宅(則)委員 私がここで申し上げるまでもなく、国の予算、決算といふものは、御承知の通り大問題です。やもやもいたしますと、これに對しましていろいろ／＼な問題が起つておるわけでありまして、この場合発表してどうかと思ひますが、実は新聞に出ておりますから申し上げておきますが、今日公団等におきましては、若い団員と申しますか職員が、数千万円も濫費をいたしておるといふことを聞いておるわけですから、それは一つの例であると思ひます。が、そのようなことに對しましては、私も国会議員としても、はなはだ許すべからざることであると考えております。もとよりこれは一つの証據の一部分でありまして、国の予算、決算といふような大問題につきましては、もつと早くこつちやうな制度を設けなければならぬといふことを信じておるわけでありまして、かつては内閣に會計制度調査会といふやうなものがあつたやうであります。が、そういうやうなものとは違ひまして、今度は法文的に大蔵省設置法の中にこつちやうなものを設けて、大いに民間の意見も聞き、また官庁の長所もとり、お互ひに企業會計と同様にはつきりするように仕組みを直したいといふお心持でありますし、うか。その辺を承りたい。

○村上説明員 ただいま御指摘のありました通りの氣持で、こつちやうな委員

会を設けるつもりでございます。

○三宅(則)委員 この際私の意見をちよつと御参考までに申し上げておきますが、ややもすると學者は學に流れやすいといふために、實際に應用するためには、はなはだ迂遠な者もありまから、企業會計を考慮せられます上に、

○三宅(則)委員 この設置法におきますると、いろいろ中に所得税法の一部改正の方も入つておるようであります。が、これについて、簡單でよろしゅうございますから、政府の御説明を願ひたい。同時に臨時宅地貸賃価格修正法、このうのものもたくさんここに入つておるものであります。これに對して御説明願ひたい。

○三宅(則)委員 酒類配給公団を初めとしたしまして、廢止になつたものがあつたといふことでは、政府といたしましては、公団というものはやめたといふ意向でおるようですが、なお多少残るかと思ひます。將來は全廢したいといふことは私も希望するところではあります。政府委員に承りたいのは、いついかなる方法でもつてやめたいといふことを今考へておられますか。何も考へておられませんか。

○三宅(則)委員 大分長くやりましたから、もう二、三点でやめますが、この際ひとつ政府にお願いしたい。これは第五國會並びに第六國會等におきまして、公認會計士委員會といふものを當然理財局の經濟課内に置くのはいかぬといふわけで、外局に置く、たとえば証券取引委員會のようにしろといふことを言つておつたのですが、たま／＼當時の國會の審議中におきまして、これが間に合はなかつたために、前の國會では大蔵省設置法ができたわけでございます。今度あらためてこの法案の提出によりまして、公認會計士の委員會が別にできたことはけっこうであります。この二十四條に今度は公認會計士管理委員會が入るわけですが、証券取引委員會は前から大蔵省の外局としてつづつと發展したわけで、今後とも相當活用をしなければならぬと思つておりますが、この証券取引委員會と関連いたしまして、この會計士管理委員會等についても、相當大蔵大臣は監督の責任があると思ひますが、實際上はだれが監督しておるか。こういう点をもう一ぺん承りたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ちよつと御答弁申し上げます。第一類第一号附屬の六 内閣委員會・大蔵委員會連合審査會議録第一号 昭和二十五年四月二十日

も出たのであります。私どもとしても十分御意見は拜聴したいと存じますが、ただこの委員會の委員というようになつておる方々、御意見がどうなるか、その辺はいろいろ法令上の制約等もございまして、思ひますので、十分研究いたしたい。かように考へております。

○三宅(則)委員 この設置法におきますると、いろいろ中に所得税法の一部改正の方も入つておるようであります。が、これについて、簡單でよろしゅうございますから、政府の御説明を願ひたい。同時に臨時宅地貸賃価格修正法、このうのものもたくさんここに入つておるものであります。これに對して御説明願ひたい。

○三宅(則)委員 酒類配給公団を初めとしたしまして、廢止になつたものがあつたといふことでは、政府といたしましては、公団というものはやめたといふ意向でおるようですが、なお多少残るかと思ひます。將來は全廢したいといふことは私も希望するところではあります。政府委員に承りたいのは、いついかなる方法でもつてやめたいといふことを今考へておられますか。何も考へておられませんか。

○三宅(則)委員 大分長くやりましたから、もう二、三点でやめますが、この際ひとつ政府にお願いしたい。これは第五國會並びに第六國會等におきまして、公認會計士委員會といふものを當然理財局の經濟課内に置くのはいかぬといふわけで、外局に置く、たとえば証券取引委員會のようにしろといふことを言つておつたのですが、たま／＼當時の國會の審議中におきまして、これが間に合はなかつたために、前の國會では大蔵省設置法ができたわけでございます。今度あらためてこの法案の提出によりまして、公認會計士の委員會が別にできたことはけっこうであります。この二十四條に今度は公認會計士管理委員會が入るわけですが、証券取引委員會は前から大蔵省の外局としてつづつと發展したわけで、今後とも相當活用をしなければならぬと思つておりますが、この証券取引委員會と関連いたしまして、この會計士管理委員會等についても、相當大蔵大臣は監督の責任があると思ひますが、實際上はだれが監督しておるか。こういう点をもう一ぺん承りたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ちよつと御答弁申し上げます。第一類第一号附屬の六 内閣委員會・大蔵委員會連合審査會議録第一号 昭和二十五年四月二十日

いう部分だけを今回の設置法と同時に改正したい。かような趣旨で、今回の改正法の終り方をあらうにいたさず、もういつた関係の審議会の廢止に伴うための法令の改正が、數箇所出ておる次第であります。

○三宅(則)委員 酒類配給公団を初めとしたしまして、廢止になつたものがあつたといふことでは、政府といたしましては、公団というものはやめたといふ意向でおるようですが、なお多少残るかと思ひます。將來は全廢したいといふことは私も希望するところではあります。政府委員に承りたいのは、いついかなる方法でもつてやめたいといふことを今考へておられますか。何も考へておられませんか。

○三宅(則)委員 大分長くやりましたから、もう二、三点でやめますが、この際ひとつ政府にお願いしたい。これは第五國會並びに第六國會等におきまして、公認會計士委員會といふものを當然理財局の經濟課内に置くのはいかぬといふわけで、外局に置く、たとえば証券取引委員會のようにしろといふことを言つておつたのですが、たま／＼當時の國會の審議中におきまして、これが間に合はなかつたために、前の國會では大蔵省設置法ができたわけでございます。今度あらためてこの法案の提出によりまして、公認會計士の委員會が別にできたことはけっこうであります。この二十四條に今度は公認會計士管理委員會が入るわけですが、証券取引委員會は前から大蔵省の外局としてつづつと發展したわけで、今後とも相當活用をしなければならぬと思つておりますが、この証券取引委員會と関連いたしまして、この會計士管理委員會等についても、相當大蔵大臣は監督の責任があると思ひますが、實際上はだれが監督しておるか。こういう点をもう一ぺん承りたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ちよつと御答弁申し上げます。第一類第一号附屬の六 内閣委員會・大蔵委員會連合審査會議録第一号 昭和二十五年四月二十日

○三宅(則)委員 ちよつと御答弁申し上げます。第一類第一号附屬の六 内閣委員會・大蔵委員會連合審査會議録第一号 昭和二十五年四月二十日

しても多少の業務整理期間を要します。たとえば九月で従来の業務を停止いたしまして、以後清算段階に入りまして、二、三箇月を要して現実になるというふうな結果になると思ひますが、ただいま各種の個々の公団につきまして、何公団は何月何日というふうに御答弁申し上げられませんが、これはいづれ別途資料といたしましてお手元に差上げたいと思ひます。

○三宅(則)委員 大分長くやりましたから、もう二、三点でやめますが、この際ひとつ政府にお願いしたい。これは第五國會並びに第六國會等におきまして、公認會計士委員會といふものを當然理財局の經濟課内に置くのはいかぬといふわけで、外局に置く、たとえば証券取引委員會のようにしろといふことを言つておつたのですが、たま／＼當時の國會の審議中におきまして、これが間に合はなかつたために、前の國會では大蔵省設置法ができたわけでございます。今度あらためてこの法案の提出によりまして、公認會計士の委員會が別にできたことはけっこうであります。この二十四條に今度は公認會計士管理委員會が入るわけですが、証券取引委員會は前から大蔵省の外局としてつづつと發展したわけで、今後とも相當活用をしなければならぬと思つておりますが、この証券取引委員會と関連いたしまして、この會計士管理委員會等についても、相當大蔵大臣は監督の責任があると思ひますが、實際上はだれが監督しておるか。こういう点をもう一ぺん承りたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ちよつと御答弁申し上げます。第一類第一号附屬の六 内閣委員會・大蔵委員會連合審査會議録第一号 昭和二十五年四月二十日

○三宅(則)委員 ちよつと御答弁申し上げます。第一類第一号附屬の六 内閣委員會・大蔵委員會連合審査會議録第一号 昭和二十五年四月二十日

○三宅(則)委員 ちよつと御答弁申し上げます。第一類第一号附屬の六 内閣委員會・大蔵委員會連合審査會議録第一号 昭和二十五年四月二十日

ける前にお尋ねして恐縮でございますが、監督はだれかとおつしやいます。は、つまり大蔵大臣に監督の包括的な責任はあるわけでございますが、具体的に何局長にあるかという点でございまいしょうか。

○三宅(則)委員 そうです。具体的に何局長がやるか……

○三宅(則)委員 大分長くやりましたから、もう二、三点でやめますが、この際ひとつ政府にお願いしたい。これは第五國會並びに第六國會等におきまして、公認會計士委員會といふものを當然理財局の經濟課内に置くのはいかぬといふわけで、外局に置く、たとえば証券取引委員會のようにしろといふことを言つておつたのですが、たま／＼當時の國會の審議中におきまして、これが間に合はなかつたために、前の國會では大蔵省設置法ができたわけでございます。今度あらためてこの法案の提出によりまして、公認會計士の委員會が別にできたことはけっこうであります。この二十四條に今度は公認會計士管理委員會が入るわけですが、証券取引委員會は前から大蔵省の外局としてつづつと發展したわけで、今後とも相當活用をしなければならぬと思つておりますが、この証券取引委員會と関連いたしまして、この會計士管理委員會等についても、相當大蔵大臣は監督の責任があると思ひますが、實際上はだれが監督しておるか。こういう点をもう一ぺん承りたいと思ひます。

○三宅(則)委員 ちよつと御答弁申し上げます。第一類第一号附屬の六 内閣委員會・大蔵委員會連合審査會議録第一号 昭和二十五年四月二十日

○三宅(則)委員 ちよつと御答弁申し上げます。第一類第一号附屬の六 内閣委員會・大蔵委員會連合審査會議録第一号 昭和二十五年四月二十日

責任者と申しますのは大蔵大臣でござい
ますから、その大蔵大臣の監督を補
佐する立場の内務部局といたしまして
は、官房がその責任に当ることに相な
る、かように考えます。

○三宅(則)委員 しつこく質問して恐
縮ですが、証券取引委員会の方もこ
ういふに官房でやる、こういうこと
でございましょうか、どうですか、お
聞きます。

ついでにもう一つお聞きいたします
が、私どもはこういうふうにして大蔵
省設置法が改正されたということはい
いことだと思つて賛成するのでありま
すが、これを外局といたしまして、こ
ういふことを恐れる。それは外局だか
らといつて直接監督がないのだとい
うに濫用されては困るのでありまし
て、やはり大蔵大臣は万般にこれを監
督するわけでございしますが、補佐する
人も決して強圧的な補佐でなくともよ
ろしゅうございしますが、ある程度まで
穩健にして妥協なる意見の伸張するよ
うに補佐してもらいたい。同時に外局
の人がおれば外局だから監督がないの
だといふうちに、あまりいばり散らし
ても困りますが、その辺のいきさつを
承りたいと思ひます。

○村上説明員 お答えいたします。今
度でございます新委員会に對します監督
の状況は、御指摘になりましたような
現在の証券取引委員会の関係と法令上
も実際の運営上もほぼ同様に相なると
存じます。そこでたとえば証券の例を
とりましますと、証券の事務自体は、た
えば一般の金融にももちろん密接に関
係いたします。また財政にも関係いた
します。従ひまして事務の実質といた
しまして、たとえば理財局の関係ある

いは銀行局の関係といつたようなもの
が、相当大部分を占めますので、証券取
引委員会の運営の事務の内容につきま
しては、同局が密接に關係するわけで
ございします。しかしながら外局たる証
券取引委員会に對する大蔵大臣の監督
という問題につきましても、大臣の直接
補佐の責任は、やはり官房長にあると
存じます。従ひまして公認會計士管理
委員会、これは証券とは所掌いたしま
す事柄は違ひますけれども、その間の
監督の關係はほぼ同様になるものと、
かように考える次第でございします。

○三宅(則)委員 もう二、三点で終り
ます。公認會計士管理委員会のこと
は六人以内、試験委員に對して第一部
は六人以内、第二部は十四人以内、第
三部は六人以内、第四部は十二人以
内、こういうふうになつております。

私はたび／＼同じようなことを申して
恐縮であります。どうも實際面に活
用いたしますには、學問はもちろんけ
つこうでございしますが、實際に運用す
ることができるような委員を選出して
もらいたいと思ひます。これに對しま
してもちろん人の氏名を言うわけでご
ざいせんが、どういふような候補で
これらの委員を選定されております
か、この際参考になりたいたいと思ひ
ます。

○村上説明員 お答えいたします。御
承知のように一次、二次、三次、四
次、それ／＼試験の種類によりまし
て、試験科目また試験の目的等がおの
づから異つております。そこでたとえ
ば数学の試験でございしますとか、あ
るいはそのいふたようなやや学科その
ものに近いような試験の試験委員とい
たしましては、おのづからそれ／＼學者

を選ぶ場合が多かりうと思ひます。し
かし最初申し上げましたような試験の
目的に従ひまして、必ずしも學者とい
ふにに限定的には考えません。なる
べく試験の目的を達するように、最も
適當な試験委員をお願いしたい。もつ
と広げて申しますと、公認會計士制度
そのものの運用というものに最も適切
な試験委員をお願いしたい。かように
考へておる次第でございします。

○三宅(則)委員 試験委員は試験問題
の作成及び採点については部長を助け
る一部長を助けることはもちろんで
ありましようが、試験委員自体が共同
責任じゃないかと思ひますが、これ
はどういふふうになつておるのです
うか、承りたい。

○村上説明員 ただいま御質問の御趣
旨の通りでございまして、常任の方
と、それからまた試験のそれ／＼の場
合によりまして、臨時という名前につ
けておりますが、多少臨時的な試験
委員と、両方をお願いする予定で
ございします。

○三宅(則)委員 それでは、あまり長
くなりましますから、この辺で總括的な質
問をして終りたいと思ひますが、私は
この大蔵省設置法案に對しましての政
府の御答弁を承りますと、非常に御
苦勞なさつた跡がわかるのでありまし
て、私どももこれに反對するものでは
ありません。ただこの運用をいたしま
しては、いつも私が言うことでありま
すが、法律をつくるときには非常にい
んぎん丁重であらせられるのでありま
すが、さて実行面になりますと、それ
と反對の場合が多い。これは政府の、あ
るいは官吏の一番の欠点であると思ひ
ます。はなはだ勇猛果敢に申しまして

恐縮であります。すべて法律ができ
ました後においては、運用面について
は、どうか立法の精神を運用面に現わ
すようにしてもらいたいと思ひます。か
ら、政府委員の高橋さんから、ひとつ
力ある御答弁をお願いしたいと思います。
○高橋(衡)政府委員 税に關しまして
は、どこまでも税法通り適正公平に実
行することは、これはわれ／＼の使命
でございします。従ひまして税法の審議
の際においては、／＼論議せられまし
た結論については、どこまでもこれを
尊重いたしまして、でき得る限りこれ
の適切な運用をして行きたい、かよう
に考へております。

○三宅(則)委員 今、高橋政府委員の
御答弁は、わが意を得たものであると
思ひますから、どうかさういふことを
各末端の方まで滲透するように、ある
いは国税庁の通牒なり、国税庁長官の
手紙なり文書なりによつてお示しを願
ひたいと思ひます。

次に、これは理財局關係だらうと思
ひますが、資産の再評価という問題は
本年の課題の一つだらうと思つており
ます。こういう問題については、なる
べくやかましい事件の起らないよう
にして、中央も地方も穩健にして妥協な
課税ができるようにいたしたいと思ひ
ますから、政府といたしましてはこれ
らの人選もしくは法律の適用等につ
いては、十分慎重にやつてもらいたい
。地方のボスのみにかきまわされること
がないように、民論を尊重してやつて
もらいたいと思ひますが、これに對し
まして政府委員の方から御意見を承り
たいと思ひます。

○村上説明員 お答えいたします。資
産の再評価がきわめて重要な今後の

課題でありますことは御指摘の通り
と存じます。従ひまして、さきに御審
議を願つておりますところの当該の法
律の運用につきまして十分慎重を期し
ますことはもちろんでございします。そ
ういつたような一つの手段といたしま
して、今回の設置法の關係におきま
しても、中央、地方に資産再評価に關
します審議会を特に設けまして、一
船の審議会につきましては、なるべく
数を減らせというふうな御趣旨に従ひ
まして、現実には大蔵省關係でも約三分
の一に上ると思ひますが、審議会を廢
止してあります。さういつた全体の情
勢にもかかわりませず、特にこの資産
再評価につきましては、今回審議会を
新設をしていただく、さうして先ほ
ど来お話が出ましたような各界、特に
民間の方々の意見を十分運籌の上にお
いてしん／＼よくして参りたい、かよう
な趣旨でこの審議会を設けたいと存じ
ている次第でございします。御指摘のよ
うに、資産再評価問題の全体の運用に
つきましては、極力慎重を期して参り
たいと存じております。

○三宅(則)委員 最後に申し上げま
す。たいへん長い間質問いたしまして、
政府当局の熱心なる御答弁があつたわ
けであります。私はこの公認會計士
法の健全なる発達を期したいと思ひま
す。特に証券取引委員会の発達と
もに、わが國經濟再建のために、ぜひこ
うした制度が活発に利用せられるよう
にいたしたいのみならず、今国会にお
きまして、公認會計士でない者も監査
証明ができるというところになつたので
ありまして、これは政府の英断である
と思ひます。従つて今後の活用につ
いてもこの精神を尊重せられて、日本經

○鈴木委員長 次に田島ひで君。

たしますが、国務庁に監察官を設ける

○唐樞密政府委員 稅務官吏に非

れを分をしたした件数の総計は千三百

ことにその年齢等には非常に若い者が

... 1990 ...

○田島(ひ)委員　ここには出ておりま

○高橋(德)政務委員 監察官に称移職

たすところのものをあげます。

おられるのであるが、その点有

六、變換其多圖之理在茲錄其第一等

のと考へてゐる次第でございます。

ところが、かえつてなか／＼解決しない

を贈さしてしまふといふやうなこ

する。身分上の監督をする職員でござ

きまして、**査察官**に、**シヤ**十分控を

二二五三四五

今日では、警察官もいさくな問題で

にました。例も、ましめた人が新居にな

す、人妻などについてといふお話を

は、今回も非常な努力を凝して参つた

人選を最も慎重に選し、接すといふこと

1. *Staphylococcus aureus* (100%)

員が相兰街質問になりました大けれと

ると聞いておられますか。署の調査能力

輕力林阻を拂つて處理するとか、おそ

その点をうたつた。同、した、と思、

務署においてその調査いたしましたしてそ

1

求をなさる。その審査の請求を今度は国税局長が調査をして決定いたしました。際、協議団の議を経るという建前に相なつておるのでございます。従いまし、いよいよ国税局長に審査の請求のありました事件は必ず協議団の議を経なければならぬという建前に相なつておるのでございます。しかし協議団のメンバーは必ずその審査の請求をされた方の意見を聞く機会を與えられなければならぬという建前に相なつております。また直接協議団の構成員が調査をすることもできる建前に相なつておりますから、従つて相当納税者の方々のい／＼な御不服の点もお聞きいたしました。そして円滑な解決をなし得る道が開けるかと存するのであります。

○田島(ひ)委員 この三十三條の四の3、これは先ほど三宅さんの御質問にもお答えになつておりますが、ここに政令というところがありますね。この政令の内容につきまして、おそらくもう少し構想をお持ちになつておられると思ひますから、その構想のおわかになつてゐる点だけを御説明いたしたいと思います。

○高橋(衡)政府委員 協議団はこの設置法にも書いてあります通り、国税庁並びに国税局の附屬機関といたしまして、別個の機関として組織をいたしておるのであります。しかしその協議団の議を経るというのをいたしますのに、たとえばどういふふうな制度をとるかというふうな事柄につきまして政令で定める趣旨でございますが、ただいまの構想といたしましては、大体協議団をもつて一つの協議団を組織いたしましたして、その三人のメンバーをも

つて會議制にいたしましたして、その會議の結果意見を国税局長に提出する、そういう建前にいたす考えでおります。なお組織に關しましては先ほど三宅委員から詳しく御質問がありましたので、それによつて御了承願ひしたいと思います。

○田島(ひ)委員 次のページの方で地方資産再評価調査会、これも三宅さんがお聞きになりましたが、こういう制度ができまして、その前の古い地方宅地賃賃価格調査会というものがなくなつてございまして、その前の方の旧制度でもつてどんなお仕事をしておられたのか、たとえばそれに対する金とか人員とか、仕事の成果というふうなもの、これは詳しくは伺ひ得ないかもしれませんが、大体のことでも伺ひたいと思ひます。こういう制度が何をやつていたかということによつて新しい制度にも影響して来ると思ひます。いろいろな制度ができなくなつたりいたしますけれども、一体そういう制度がどれだけの成果をあげてゐるかというところは相当問題だと思ひますので、その点だけ詳しく御説明いたしたいと思います。

○高橋(衡)政府委員 昭和二十四年度におきましては臨時宅地賃賃価格修正法という法律が制定されました、その法律に基づきまして、各全国の宅地賃賃価格を修正した次第でございます。その修正いたしましたのにつきまして、国税庁長官の諮問機関として基準地区調査会があり、また国税局長の諮問機関として地方宅地賃賃価格調査会があり、さらに税務署長の諮問機関としてこれに対応するところの機関を設けられた次第でございます。しこうし

てこの仕事は昭和二十四年度をもつて全部完結いたしました、今回もう存在をせしめる必要がなくなつた次第でございます。

○田島(ひ)委員 今の御説明ではあまりはつきりいたしません、もう少し詳しい御説明をいただけないか。

○高橋(衡)政府委員 御承知の通り賃賃価格は約十年あまり前に決定されました、その後戦災を受けたとか、または経済情勢の変遷に伴ひまして、賃賃価格相互のバランスが相当アンバランスになつて来たという状態にあつたのであります。それを修正いたしました、賃賃価格の全体の基準はかえないが、それ／＼宅地の賃賃価格間の不均衡を修正するというのがこの法律の目的であつたのでございます。しこうしてこの仕事は昨年当初から従事いたしまして、昨年の九月一ぱいをもつて大体の仕事を終了いたしました。その後審査に關する事件がたしか二、三件あつたかと思ひますが、これも昨年度中に全部完了したしておると記憶しておる次第でございます。

○田島(ひ)委員 もう少し仕事の成果の点や金の点、詳しいところをお答えいただきたいと思います、ここであつただけならば、何かそういうような資料でもありましたらひとつ詳しくお出しになつていただきたいと思います。

それからその次のページに、財政制度審議会というのが出ておりますが、これも委員が十二人以内で組織する。いろいろな審議会制度が最近の機構の改革でできておりますが、こういう審議会でのような国の予算、決算及び会計の制度に關する重要な事項が調査

審議できますかどうか、結局これは名目的なこういう制度ができるのか、はたしてそれだけの内容を持つたものができるかどうか、そういう点もひとつ伺ひたいと思ひます。

○村上説明員 お答えいたします。先ほど三宅委員からの御質問にお答えしたのではございますが、国の予算、決算の制度に關しまして、今後相当研究を要する問題が残つておるのでございます。たとえば國庫金の制度でございます。また、あるいは企業会計の経理制度をどういふふうに行うかといふ点、それ／＼な点、その他にも相当問題が残つております。従ひまして、これらはなるべく早く研究を進めまして、成案を得ましたならば制度化いたしたい、かような考えを持つておるわけでございます。しかしながら国の予算、決算の制度ではございますが、その影響しますところは、民間の経済界に直接相当重要な影響がございまして事柄でありますので、役所内部の研究だけでは十分かと存じまして、先ほど申し上げましたように、民間の企業経理に經驗の深い方、また会計学というふうな専門の立場からの御意見というふうなものをも十分拜聴して、制度を慎重に十分検討したいというのが本審議会の趣旨でございます。従ひまして、御指摘のありましたような、形ばかりの審議会には決して終らないつもりでございます。

○田島(ひ)委員 法案の内容についてはそのくらいにいたしましたして、国税庁長官がおいでになりますので、これは直接法案と關係はございませんが、具体的に私どものところに來ておる問題がありますので、これをお尋ねしたいと思ひます。というのは、こういうう

うな法律をおつくりになるのも、結局は先ほど言いましたように、現在所得税その他の税金の一般に対する課税の仕方に非常にむりがある。中には多少不正をやつて、軽くしてもらうというふうな人もありますけれども、それのできない人々に対する末端の徴税方法は非常に残酷なものがあります。これは御承知だと思ひます。この例は一例であります、こういう例はたくさんあります。ここにあまりひどい例がありますからこれをちよつと詳しく御説明いたしたいと思ひますが、これに対する国税庁長官としてのほうきりしたお答えをいただきたいと思います。

この人は大阪の人ですが、先日たしか放送討論会で志賀さんがちよつと觸れておられると思ひますが、大阪の片岡という人です。二十三年度の決定額は完納してございまして、決定額は五万七千八百円、二十四年度に定申告が六万七千八百円、確定申告が六万七千八百円、この五千七百円の税額の中に滞納額が三千七百円あつたわけでありまして、これに對しまして更正決定が四十万円言つて來ておるのです。税額は二十一万円です。これは再審査を請求中に突然と税務署から押しかけて参りまして非常にひどいことをやつてゐるわけなのです。むりやりに商品を持つて行つた。その持つて行かれた商品の大体の見積り額が九万六千円、これに對するおうちからの手紙があります、これを読んでもみたくと思ひます。

今日(三日) 私たち不在中二台のトラックで押しかけて、警官一名立合ひのものに商品を大半引揚げました。税

うな法律をおつくりになるのも、結局は先ほど言いましたように、現在所得税その他の税金の一般に対する課税の仕方に非常にむりがある。中には多少不正をやつて、軽くしてもらうというふうな人もありますけれども、それのできない人々に対する末端の徴税方法は非常に残酷なものがあります。これは御承知だと思ひます。この例は一例であります、こういう例はたくさんあります。ここにあまりひどい例がありますからこれをちよつと詳しく御説明いたしたいと思ひますが、これに対する国税庁長官としてのほうきりしたお答えをいただきたいと思います。

この人は大阪の人ですが、先日たしか放送討論会で志賀さんがちよつと觸れておられると思ひますが、大阪の片岡という人です。二十三年度の決定額は完納してございまして、決定額は五万七千八百円、二十四年度に定申告が六万七千八百円、確定申告が六万七千八百円、この五千七百円の税額の中に滞納額が三千七百円あつたわけでありまして、これに對しまして更正決定が四十万円言つて來ておるのです。税額は二十一万円です。これは再審査を請求中に突然と税務署から押しかけて参りまして非常にひどいことをやつてゐるわけなのです。むりやりに商品を持つて行つた。その持つて行かれた商品の大体の見積り額が九万六千円、これに對するおうちからの手紙があります、これを読んでもみたくと思ひます。

今日(三日) 私たち不在中二台のトラックで押しかけて、警官一名立合ひのものに商品を大半引揚げました。税

今日(三日) 私たち不在中二台のトラックで押しかけて、警官一名立合ひのものに商品を大半引揚げました。税

務署員だけでも二十名余、官服、私服交えて十数名の巡査、これが政府の今の仕事でしようか。これでは強盗にまさつても劣りはないしわざではないでしようか。今の私たちが小資本商人は発行が、悪く四苦八苦の状態です。申告はしてみたものの納税のできないというのが現在の私たちです。それなのに、今日税務署へ交渉に行けば、それくらい金のないわけはない。大体君のことは思想が悪いといふんです。思想が悪いとは何事かとつづ詰めば、いや納税思想が悪いんです、と言ひ返しました。

商品を返してもらわなくてはあすから私たちがどうして行くか、細々とした商売ゆえ、預金と一銭もなく、店を開ければ一銭の収入もありません。そうならば私たちは死よりほかにとるべき道はありません。署長に面会を求めれば忙しいとか何とか言つて二時間余りも待たして、やつと会つて事情を訴えても受け付けず、あなたとが納税しないのが悪い。しかし早速審査をやつて所得をきめて、完納すれば商品を返すといふんです。いくら所得をきめても商品がなくは金のできる道がありません。税金はもちろんです、あすから親子四人は路頭に迷わねばなりません。

二十二年度にも不当課税のため、家財道具は引揚げられ、売食したくても売食する物もありません。一署員は、納税者が首をつつて死んでもわれわれは職務だからやるんだと言ひました。こういうことを政府は黙つて知らぬ顔をするんですか。われわれ国民を殺してでも取上げるんですか、何分とも善処方あらんことを要望いたしま

す。これを私つと読み上げましたのですけれども、こういう例はほかにもたくさんあるだろうと思ふ。おそらく国税庁長官も御存じないわけはないと思ひます。

これは一例にすぎませんが、これを見ておきますと、確かに先日大蔵大臣が中小企業家が少く死んでしまつたがたが、いつたような思想が末端の下級公務員のところまでびんと来ておるのじやないか。だからこういうような残酷なとり方をされては、いじやないか。死んでもしかたがない、しかもこれは異議申請中なんです。このういふのに対して国税庁長官としてどういうお考えを持つておられますか。その点はつきり明確な御回答をいたしたい。

○高橋(衛)政府委員 税の徴収につきまして納税者の実際の状況をよく調査をいたしまして、これが適正を期するといふことは最も必要なこととてございす。しかし今年度の税収入の状況をみてみますと、実は申告所得税の成績が現在にお非常な悪いのでございす。俸給取りの拂つておるものと、現在の税にきましては、今年の四月十日現在におきましてすでに予算を越しますこと百億を数えているのでございす。申告所得税につきましては、千七百億円、これは当初予算が千九百億円でございまして、それを二百億減少いたしまして千七百億円と補正されたのにもかかりませす。この千七百億円に對しまして四月十日現在におきまして税収入の実績は千三百億円でございす。もちろん税の予算は、予算を作成いたしますときの経済情勢に基いてつ

くりますところの見込みでございすので、その実績が相当かわることにはやむを得ざるどころであるとは考へるのであります。何分にも補正予算は昨年の十一月に成立いたしました予算で、その直前の大體の経済情勢に基いて作成された予算でございす。それが一方においては百億も超過する、一方においてはさらに四百億円の赤字を生じているというのが現在の実情でございす。しからば、商業部門等においてはたしてそれほど非常に困難であらうかといふことをいへば、考へてみますと、昨年末の日本銀行の通貨の滞留状況調べによりますと、農漁村等におきましては相当全体に対する割合が下つておるにもかかわらず、ひとり商業部門のみにおきましては、ある程度上つて参つておるものであります。これらの点から考へますと、経済情勢の變化等によりまして、商業部門等によりまして相当困難な状態にあられる方が多数あられるといふことはわれわれ十分承知しているものであります。一方におきまして中小企業の危機といふような言葉に便乗いたしまして、納税を遅延しているといふ向きも相当あるかと思ふのであります。御承知の通り先般の税法改正によりまして、今年の一月から加算税、延滞金等も従来の十銭、二十銭からそれより四銭、八銭といふふうにこれを引下げたのでございす。従ひまして、もしも現在の市中におけるところのやみ金利等を考へてみますと、特に納税に對して忠実でない方はこの四銭を支拂ふことよりもむしろこれを他の金融にまわすなりまたは自分が使うなりした方が、より多くの利益をみるという場合が相当あり得る

のでございす。これらのことも相当納税に影響しているのではないかと推定を私どもはしているものでございす。従ひまして、ただいまの具体的な事例につきましては、これは具体的な調査をいたしませんと何ともお答えをいたしかねるのでございす。が、全般的に非常に苦しい方がおありになると同時に、他方において便乗している方もおありになる。従つて、それらのお互に悪質な方々につきましては、私ども税務当局としては、できるだけ強権を使う、権力を使うといふことは避けたいたひはございす。が、税の公平を保つために、ある程度はやむを得ないかと考へているのであります。あちら御指摘の事柄につきましては、これはもしもただいま読み上げになつた手紙の通りであるならば、これははなはだおもしろくないことかと思ふのであります。ただ一方的な調査のみをもつてその真相を判断するといふこともいかにかかと考へますので、十分調査をした上におきましてお答えをいたしたいと考へております。

○田島(ひ)委員 一般的な問題についてのお答えにはいろいろなお考えもあつておられるけれども、ただいまは大阪の例でして、私自身は名古屋で、名古屋にも似た例を、私持つて参りますればたくさんございす。だからそういう具体的問題についてはぜひともこれはさつそと御調査をいたさなければ、同時に最後に私申し上げたいのは、こういう法律ができた、末端の税務官吏の、非常に監察制度がやらかましくなりまして、下の方に行つて、こまかいことに限つていろいろ何とかなまごまかしをやつていたのができ

なくなつて、結局強権の方がうんと強くなつて、強権によつて下の方が全然押えられて行くのじやないかといふことを心配いたします。そういう点でも、ぜひとも今後納税の問題を、これは全国的に非常に問題になつておりますから、今の問題は一例でございすけれども、さつそとお調べになりまして、そういう問題に對して善処されんことをお願いいたしまして私の質問を終ります。

○三宅(則)委員 たいへんに私は先を急ぎまして早く切り上げたわけでありすが、しかしほかの委員に聞きますと、あまりおやりにならぬやうです。から二、三だけ伺ひたい。

先ほど田島委員の御質問に對しまして、国税庁長官が御答弁になつたのであります。が、せつと私どもが国会において今までの二十銭と十銭とかいふ高い延滞金、加算税に對して、それはいけないといふので八銭、四銭と、こういうふうに下げたわけでありまして、これは何と申してもまじめな人に対しては非常にありがたいこととてあります。私ども本会議でもつてこれは得々として報告演説をしたわけですが、今高橋さんの意見によりまして、これを濫用する者があつて、はなはだしきに至りましては商売の方にまわしたり、あるいはほかの方に濫用したといふことを聞きまして、もしもそういう者があつたといふことになりまして、私ども立法者の意見を尊重しないものであつて、はなはだ冒瀆するものであつて、こういう者に対してはよく税務署でも監督して、悪質な者にはよくしては、どうかひとつ徹底的に善処してもらひたい。もう一つ希望を申し上げ

げたかと思ひます事柄は、いやしくも
おれが国会において心血を注いで
つくり出したる税法が末端によく徹底
しないと、国民の中には昔のような税
法のように誤認するおそれがあります
からして、国税庁長官は各税局並び
に税務署に對して早急に新税法の徹底
を期するといふ意味におきまして、た
とえばパンフレット、講習会あるいは
指導機關などを設けられまして、運用
の徹底を期せられたいと思ひるのであ
ります。これはちよつと方角違ひではあ
りますが、昭和二十五年六月の所得申
告に對しては特に一箇月間延長する
という案も大蔵委員会にかかつて
いるわけでありまして、これと
関連いたしまして、どうか国税庁長官
は下の方々に徹底するようにひとつや
つてもらひたいと思ひます。これに對して
御答弁願ひたい。

○高橋(衛)政府委員 税法の普及徹底
に關しましては、もとより十分税務官
吏はもちろ各納税者におわかりを願
うようにいたしたいと思ひます。実は
新税法につきましてもまだ十分に準備
は整つておりませんので、来月早々か
ら全員あけて各税局なり各地にまわ
つて、講習なり講演なりまたはパンフ
レットその他各種の方法を用いて、こ
れが周知徹底をはかりたいと思ひてい
る次第でございます。しかしてこれら
の周知徹底の期間が非常に少なくなりま
した關係もございまして、また一方に
おいては一般民間業者等の手元金融
の關係も考慮いたしまして、特に今年
に限つて所得税の第一回の申告の時期
を法律にありまところの六月末日を
七月末日まで一箇月延長する措置をと
るよう法律案の御提案を申し上げた

次第であります。また一方、今年度の
新らしい税法として画期的な制度であ
りますところの青色申告用紙の制度に
つきましても、これが徹底を期したい
と思ひます。今までのところ申告の成
績はあまりよくないのでございまして
が、何とかしてこれにつきましても十
分趣旨を徹底申し上げ、そうして多数
の方がこの青色申告制度を利用なさ
るという趣旨をもちまして、この期間も
新しい税法に基きまして、五月末日ま
で延期されております。その期間にお
いて十分趣旨の徹底を期したいと思ひ
ます。

○三宅(則)委員 今の国税庁長官の御
答弁は、私どもは満足するものであり
まして、どうかその趣旨を徹底しても
らつて、地方に行きましても、なるほど
新税法はいいのだ、旧税法に比べて数
段の改革があると思はれるように徹底
していただきたい。特に農民に對して
は、少くとも十数万円内外の所得に對し
ましては、各年度に比べれば、半額も
しくは三分の一に減じて、地方税等が
多少かかつておるわけでありまして、
特に附加価値税のごときは、農民は入
つていないわけでありまして、全般的
に税法の改正については感謝をされ、
決して憎惡的になるべきものではない
といふように考えるのでありまして、
要は徹底と運用の妙にあると考えるの
でありますから、ぜひそうしたいよう
なよい法律は、よく徹底してもらひよう
にお願ひしたい。

次にもう一、二聞き残した点があり
ますが、ことに今国会におきまして、
株式の名義書きか代理業というもの
を認めただけで、これは私どもの今ま
での通念から考えますと、各会社の

株券の書きかえは、一箇月ないし二箇
月間かかるとして、非常に迷惑を感じ
ておつたのであります。今度はそうい
うような代理業をいたしまして信託会
社もしくは銀行等によりまして、これ
が書きかえ制度になつたのであります
から、こゝういうような制度も利用せ
られることであらうと思ひますが、大
蔵省におきましても、四十二の株式の
名義書きかえ代理人を登録し、これを
監督するといふことになつておりま
す。まことにけつこうであります。が、
今の構想では、どの程度のものであり
ましようか。もしわかりましたら、試
案でけつこうでありますから承りた
い。

○吉田(信)政府委員 株式の名義書き
かえ代理人の制度につきましても、一
応そういう制度を新しく開いたといふ
ことになりまして、それによつてある
いは信託会社なり、あるいはその他の
会社なりが、そういう業務を営む計画
を立てて登録をいたしまして、初めて
そういう機関がでることになつて
おります。従ひまして、現在どの程度
にそういう登録の申請が出て参るかと
いうことについては、目下のところ予
想しがたい状況にあるのでございま
す。が、なおこれらの機関につきま
して、証券取引委員会での事務を扱う
ことにいたしてあります。

○三宅(則)委員 今の吉田さんの御答
弁であります。が、こゝういふ進歩した
新しい制度でありまして、たいへん便
利なものでありますから、これは地方
におきましても、今申しました代理業
を営む支店等においてもやり得ること
になつておるから、どうぞこれを
を早急に徹底的に国民に知らしめるよ

うにやつていただきたいと考えます。
次に、外国為替及び外国貿易管理法
によりまして、これは改正になつた
わけでありまして、私は先般税関等を
見て参つたわけでありまして、これは大
蔵省等もやつておりますが、特に横浜
の税関の渡止場における一部のもの
は、運輸省に権利があると言つており
ましたが、これは大蔵省に答弁しても
らつてもよいと思ひますが、これらも
お考え願ひたいと思ひます。もし御答
弁ができませんれば、今日御答弁を賜わ
りたいと思ひます。

○村上説明員 答えたいいたします。こ
の問題は、あるいは三宅委員も十分御
承知だと思ひますが、なか／＼多年の
いきさつのある非常困難な問題でござ
います。埠頭の倉庫とか何とかといふ
具體的なものをとりましても、大した問
題でないようにも考えられますが、実
は港務行政全体をどうするかというよ
うなことも、本質的には関連する問
題でございまして、なか／＼いきさつ
があり、各省間の権限に關係するよう
な事柄でもございしますので、早急な解
決はむづかしい問題かと存じます。港
務行政の将来のあり方というやうな問
題につきましても、行政制度審議會等
でも、かねてから御研究を願ひしてお
る事柄でございまして、いづれ近いう
ちに、御結論を得られるといふふう
に、私も聞いておる次第でもございま
す。まあさういつたやうな大きな問題
が解決しませんと、実は根本的には解
決しない問題でございまして、しかしな
がらまた、末端の個々の倉庫の所管、
あるいはこれを政府が所有してある
か、民間に拂い下げるとかやうな
問題につきましても、別途個々の倉庫

につきましても、必要性を關係各省の間
で検討いたしまして、すでに横浜、神
戸等の埠頭にあります倉庫につきまし
ては、従来国有財産になつておりまし
たものを民間に拂い下げるといふよう
な措置を具體的にとつておるものもござ
います。従ひまして、御指摘の倉庫
がどの分かはつきりいたしません。が、
全体の問題を一方検討いたしまして同
時に、個々の具體的な建物等につきま
しても、でき得る限り目的に即しまし
た処分を取急いでおる次第でございま
す。

○三宅(則)委員 今村上説明員の御答
弁でありましたが、私は興味がいたし
て、特に自由党といたしまして、政府
に献言をいたしたい。決して事を好む
ものではございせんが、おそろしくこ
の自由党内閣は、協力内閣であると信
じておりまして、お互ひに各省間にお
いて権限の争ひ、もしくは持分、領分
等のいざこざがあつては断じて相なら
ぬ、かように思ひますから、政府に
おかせられましても、十分研究せられ
て、早急にさういふやうなもんちやく
が解決するように、この際御努力願ひ
たい、かように考えるのでありまし
て、その点を強く主張いたしたいと思
ひます。

最後に、また高橋さんのところへ行
きまして恐縮であります。が、私はど
こまでも民主納税にいたしたい。これ
は関連事項になりまして、はなはだ恐
縮でございまして、予算執行職員等
の責任に關する法律案、これは先ほ
どちよつと申しておきまして、公団等
その他の執行官が金銭を使い、込んだ
り、あるいは迷惑をかけた場合におき
ましては、弁償するといふ法律案であ

ります。私どもは明日から、この審議にかかるわけでありますが、この際連合審査会で恐縮でございますが、どうか税務行政におきまして、われ／＼が滞納いたしましたり、あるいは遅延をいたしました場合、あるいは部分帳面が脱落しておいた場合におきましては、物品税等においては、五倍ないし十倍の罰金に相当する税額を課せられておる。しかるに税務官吏が間違つて安くきめ過ぎた場合、反対に高ききめ過ぎた場合でも、だれも現行法では責任を負つておりません。私は予算執行職員に対する責任を問うという法律案が出て来た以上は、どうか税務職員に対しても——懸賞ということとは失礼でございますが、故意もしくは重大な過失によつて、納税者に迷惑をかけ、あるいは過重な負担をさせた者に對しては、責任をとるというふうな法律を出してもらいたいと思つたが、政府のお考えを承りたい。

○高橋(審)府委員 予算執行職員に對する責任を税務官吏にも適用しろという御説のようでございますが、御承知の通り、現在税務職員の数、納税者の数または税務行政自体の困難性に比較いたしまして、非常に少ないのでございませう。しかしながら、この少い與えられた職員をもつて、でき得る限り適正、公平な税務行政を執行して行きたいと考えておるのであります。なかなか一人の職員が千人もの納税者を持つておられますと、すべての人に対して、一銭もとり漏れがないということとは、非常に困難なことでございます。これはむしろかたきをして、問題でございます。何とかして、より適正なという方向に行くより道はない

と思ひます。おそらくは会計検査院等において、個々の人間等についてお調べになれば、十円、二十円あるいはわずかな金額の差は、当然に出て来るかと思つたのでありますが、それらの問題について、責任を追及するということは、はなはだ現在の税務行政の実態にかんがみまして、時期尚早ではないかと考えております。むしろそれらの者については、身分法上の懲戒その他の監督をもつてやつて行きたい。そういう趣旨をもちまして、実は今回の設置法におきまして、監察官の権限を拡充いたしました。これが監督の徹底を期して行きたいというふうに考えておる次第でございます。

○三宅(則)委員 今の高橋長官の紳士的な御答弁であります。どうかひとつ全職員があまり悪いことのないやうに願ひたい。

もう一つ重ねて御質問いたしますが、納税者に対しては税務官吏が、すでに納税したにかかわらず、まだ納まつていないというやうな手紙を出したり、通知書を出したために、納税者は非常に忙し中にかかわりませず、その受取りを持つて税務署に行く。こんな請求が来ましたけれども、實際はもう半月も前に納めております。よく帳面を見ていただきたと言いますと、税務官吏の方では、そつたかと簡単にろくに帳簿も調べないで判を押したという例があります。これは一つの例かもしれませんが、往々にして事務が煩雑化したしております関係ももちろんあります。しかし、さういふやうな迷惑をかけた場合に、農村等におきましては電車賃を使つたり、汽車賃を使つたりして、弁当を持

つて出かけなければならぬ。半日もしくは一日かかつてしまふけれども、その費用はだれが負うのか。納税者のみがこれを負担しておる。これははなはだふかしくないことでありまして、政府が国民に対して迷惑をかける場合には、率先してこれに対する費用を弁償すると申しますか、呼び出したということについては、公述人について日当電車賃を拂うと同様に、政府の誤つた措置について民衆に損失をかけた場合においては、これを弁償してやつてよろしいと思つておりますが、政府といたしましてはさういふお考えがあるかないか、承れば仕合せだと思ひます。

○高橋(審)府委員 税務行政が相当困難をきわめております現状からいたしまして、一昨年、昨年ごろさういふふうな事例が非常に多くて、納税者の方々に非常な御迷惑をかけたことは、私どももまことに恐縮しておるところでございます。その後もつぱら事務の改善に努めて参りましたので、もちろん絶無を期するということはきわめて至難なことではございますが、しかしながら悪意をもつてさういふやうなことが行われるということは、今日においては絶対にないと思つております。仕事の手違いと申しますか、さういふふうな事例がまれに起りますことは、私どもも非常に残念に感じております。私どもも非常に遺憾に感じております。是を正いたしました。納税者の方々に御迷惑をかけないという方向に努力をいたして行きたいと考える次第でございます。

表してお尋ね申し上げたのでございまして、われ／＼は立法機関でございまして、政府と協力いたしまして、自由党内閣のときにさうした悪いことを直したいと考えておりますから、政府の方におきましてもぜひとも御研究をくださることをお願いいたします。

○鈴木委員長 他に御質疑はございませんか。

○川島委員 国税庁長官が見えておりますので、この機会に二、三お尋ねをしておきたいと思ひます。法案に直接関係はございませんが、間接的には重要な関係があるわけでありまして、お尋ねいたします。さきに政府は閣議決定事項で一般国民経済の窮乏した実情に即応し、また一面現行税制の必すしも国民経済に適合しておらない、いわゆる重税という点にも考慮を拂ひ、従つて年度末徴収税勢をいたします場合においても、差押え等は行つたけれども、できるだけ強制執行を伴う競争等はこれを回避して、できるだけ国民の納税を円滑にいたして行きたい。さうして徴収税勢から起る一種の社会不安をなるべく少くして行きたいという閣議の決定があつたと私どもは新聞紙上で拜見いたしました。その税法のよしあしまたは国民経済、ことに金詰まりの今日において納税の困難なる実情に對する措置といたしましては、一応私どももその閣議決定の事項が事実であるといひますれば、政府としても若干考へられたであらうと思ひまして、いささかひそかにその措置に対して期待をかけていたのであります。しかるにごく最近の新聞紙上によりますと、ことに申告納税の徴収成績が、当局の思つたにはまつて来ないという見地

からして、一方においては年度末が過ぎ、すでに年度を新たにしておるといふ実情にあるにもかかわらず、今後は差押え、競売を十分に強行してしやにむに国民のふところから税を吸ひ上げて行く。こゝういふ意味の、まことに聞きよる言辭をもつて長官みずから新聞記者団にこれを公表したという事実が最近あつた。私はこの長官の言明を拜見いたしました。いささかさきの閣議決定事項との相違、まことにはなはだしいものがあるという感じを強く受けております。むしろほう然たる感じで私新聞を見た者の一人であります。そこで私はお尋ねいたしたのであります。二十三年度の所得税は最後のがらばり政府としてはある程度の徴収成績を収めたのみならず、前年度の過年度徴収等を加えますと、所得税にいたるまでの増収に実は予算から見るとなつたと記憶する。しかも増収になつたのみならず、二十四年度にさらにまだ二十三年度の過年度収入分が若干予定されておる。こゝういふことを私は記憶しておる。さらにまた二十四年度におきましても、政府の予定したとおりとする額を十分に強行いたしますと、結局過年度収入を加えますと、むしろ所得税は予算をオーバーする形になるという考え方を私は数字上持つておる。さういふことが半面にありまするにもかかわらず、閣議決定の事項が真実であるのか。その閣議決定事項はやつたのであるか。それを破棄して国税庁長官はみずから強めて天下にそれを公表し、はなはだしい国民の金詰まりの実情に對して何らのあたたかい情というものをさしはさぬ呵責なき言

明、並びにその言明に沿つての徴税い
わゆる一種の大強行をやつて行くつも
りであるか、同時に今私が申し上げま
したように、二十四年度の所得税の政
府が予定したとおりならば、二十五年度
の所得税の全体の税収入額は、過年度
収入を含めた場合であります、むしろ
政府の予定よりも上まわつておると
いう形になるおそれがあるのではない
かと思ふのでありますが、その点は一
体どういふうな形になつて行くもの
であるか、これは目前におきましてき
わめて多くの国民の人たちが恐慌を来
しておる事実にかんがみまして、大切
な事柄でありますので、この機会に長
官のこれに対する見解を表明してい
ただきたい。こういうふうな思ひです。

○高橋(衛)政府委員 お話の通り、現
在経済情勢が非常に困難な状態にあり
ます。と、今年の二月ごろまでの税収
入の状況は二十三年度に比較いたしま
して相当順調でありました関係からい
まして、できるだけむりを避ける
という方針をとつて参つたのでありま
すが、その後の税収入の状況を見てみ
ますと、むしろ今年の予算だけの収入
が非常に困難になつて来たというこ
とが一方に考えられますし、また一方に
おきまして、先ほども他の委員の方の
御質問にお答えしたものであります
が、申告所得税が千七百億円の予算に
対して、四月十日現在の収入額は、千三
百億円でございまして、なおかつ四百
億円の不足と相なつておるのでありま
す。このことは一方におきまして、源泉
によつて徴収されるところの俸給生活
者等におきましては、予算を百億円す
でにオーバーしておるというものと比

較いたしまして、はなはだしく不公平
に相なつておる。言いかえしますならば、
月給から差引かれる方々は、残つた月
給でもつて非常に切り詰めたところの
苦しい生活をしておられる。一方申告
によつて、その年度の過ぎました後に
おいて納税をするという建前になつて
おります。申告所得税の方々ににおき
ましては、すでに使つてしまつたからと
か何とかいふことで、もしも納税を回
避するといふことになりますれば、そ
の間に非常に不公平が生じるのみなら
ず、先般も御説明いたしました、昨
年末の通貨の滞留状況を日本銀行の調
査によつて見ますと、農漁村等ににお
きましてはむしろ非常に減少しておる。
ところが商業部門のみにおいて非常に
大きな増加を示しておるという事実が
あるのであります。これらの点から考
へますと、現在の納税が非常に困難に
なつて来ておるといふ事情の原因は大
体三つあるかと思ふのであります。

その一つはただいまお話のように経
済情勢の変化に伴ひまして、非常に
困難な業者の方が相当数おられるに
なつておるという事実であります。いま一つはや
はり納税者の方々の、どうも十分に納
税義務を果しておられぬ、能力がある
にもかかわらずその納税の義務を履行し
ておられぬという方々が相当あるとい
うことを考えざるを得ないのでありま
す。

ば監察官制度の強化でありますとか、
または税務職員教育、訓練を徹底し
たこととありますとか、または今ま
で国税庁で任意的につくつておられ
た、苦情相談所の制度を制度として新
しく拡充して行くといふような問題で
ありますとか、そういうふうな事柄を
相当急速に進めましますとともに、協議団
の制度等においても法律上の建前は七
月に開設といふことになつております
が、できるだけこれを早めてつくつて
行くといふようなことも、一方におい
て措置しようとしたい努力しておる
次第であります。しかし先ほどのお
話によりまして、今年度の収入は、過
年度分の滞留整理によるものも含めて
十分予算をまかない得るのではないか
という御見解のようでありまして、四
月十日現在におけるところの二十四年
分の収入滞留額といふものは、租税及び
印紙税収入総計いたしまして五千七億
円であります。予算が五千五百九十九億
円でありまして、約百五十億円の程度
のお不足しております。御承知の通り
三月末までに決定されたものにつきま
しては、四月中に納入になれば二十四年
度の歳入になるわけでありまして、従つ
てこの百五十余億円の収入とならなけ
れば本年度の歳入予算は確保できない
という状況に相なるわけでありまして、
従ひましてどういたしまして、納税
能力のあるにもかかわらず納税をしな
い悪質な滞納者等については、この際
相当手きびしい手段をもつて臨まなけ
れば、この収入の確保もできかねます
し、また税の生命であるところの公平
も失われるといふことに相なりますの
で、これらの毎月の収入状況等の観点

からいたしまして、この際相当強硬な
措置をとることがぜひとも必要である
といふふうなことを考えまして、あ
いふふうな新聞記者に対する談話も発
表いたしましたし、また実際上税務官
に対して、そういうふうな指示をいた
しておる次第であります。しかしなが
ら同時に一方におきまして、非常に困
難な事態におられる納税者の方々が相
当数あるといふことも十分承知してお
りますので、たとえば先ほど説明申し
上げた通り、昭和二十五年年度所得
税の第一回の納税の時期は六月末に相
なつておるのであります、これを今
同提案申し上げましたように、一箇月
間だけ納税時期を延期いたしまして、
七月末までとしたこと、並びに
従来これは法律上の建前から申しまし
て、個人所得税におきましては、たと
えば期末において手持商品の値下り等
がありましては、その値下りとい
ふる損は所得税法上損金に見えな
うことになつておりますが、その法律
上の建前そのものは変更いたしません
けれども、実際上その所得が損金と見
られたと同じように、実害のないよう
な方法を先般決定いたしまして、それ
を各税務署に通知いたして参つておる
のであります。すなわちその仕入れ商
品の仕入れの時期におけるところの価
格と十二月末におけるところのたな
ろしの価格の差が二割以上であり、し
かもその価格が所得総額に対して二割
以上を占める場合におきましては、そ
れに對するところの追徴税をまず第一
に免除する。なおもちろんこれは納税
者の方々の申請によつていたしたので
ありますから、調査の上決定するので
ありますけれども、追徴税を免除し、か

つ加算税、延滞利子税等につきまして
も、その部分に關しては免除するとい
う措置をとりまして、当面の救済もい
たしておるのであります。言いかえま
すと、こんな方々に対してはどこまで
も十分にこれを見て差上げ、非常に苛
酷にわたるようなことがないような措
置をいたしますと同時に、半面におい
て困難ではない方、たとえば四銭の加
算税よりも他にまわした方がより多く
の金利を得られるといふような観点か
ら、そういう方々に対してはどこまで
も徹底的に追究をするといふことが、
税の公平を保つ上において絶対に必要
であるといふことを考えまして、そう
いふふうな措置をとつておる次第であ
ります。

○川島委員 今の説明のように所得税
の面だけを見れば非常に苦しい面があ
る。しかし全体的な税収収入から見れ
ば百七十億、従つてこれを所定の方
針に基いて徴税政勢を進行いたして行
きますれば、結局においては予算超過
に数字上なるといふことは明らかであ
ります。しかしながら、さりとて私は
悪質なる滞納者の処分をも政府はその
力をゆるめてほしいといふのは毛頭
ありませんが、しかしながら現実の経
済事情からいまして、国内には多
数の正直にしてなおかつ勤勉な中小
企業等において、実際においては納税が
非常に困難で、そのためには何度も国
会でも言われているのでありますが、心中
をたたり、あるいは発狂したり、自殺を
したりするといふ事態が非常に多いあ
りまゝであることは繰返して言うまで
もない。従つて全体の歳入の上から見

て、しかもそのような正直にして勤勉なる一般の納税者に対して、悪質者と同様な処置、態度をもつて臨むという事は、徴税の目的を円滑に民主的に達成する方法にはならないで、かえつて国民経済を昏迷に陥れ、政府の目的とするその目的が達成しにくくなるというおそれが十分にあると思ひますので、政府の徴税上の苦痛、困難はわれわれもよく理解が出来ますが、しかし一面においてそのような実態上の事態に対して、悪質者と悪質者にあらずとこのこの区別をやはりつけつつ、その徴税の円滑を期し、かつ国家の財政収入の目的を達成するということとでなければ、私は意味をなさぬ。かように考えるのであります。どうぞそういう見地をもたれまして、今後の徴税の行政措置の万全を期していただきたいということを強く私は要望するのであります。

ついでにお伺いしますが、今度の協議員の問題であります。今の御説明によりますれば、協議員もなるべく納税者の実情等もあつたので、早く設置されて、その運営が開始されることをわれわれは望むものであります。この協議員のかりに決定したものが、ただに法的な根拠を持つものであるか。その点は実は私も詳しくまだ存じてない事情でありますので、まずその法的根拠について、協議員の決定事項というものはどのような影響力があるのか。それをひとつ聞かしてほしいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 川島さんはこの通り税がとれた場合には歳入超過になるだろうという御見解のようでありますが、予算当局の見解によります。

と、今年度は税収入において三、四十億円増収を得られなければ、全体として赤字が出るというのを聞かされていられるのであります。その点十分御承知をお願ひしたいと思います。

なお第二点の協議員の決定の法的効果であります。これは税法上は協議員の議を経て決定するという建前に相なつております。言いかえしますならば、必ず審査の請求のありました事件は、協議員にかけ、協議員で意見をまとめて、国税局長に提出するということが相なるのであります。しかし国税局長は理論上はその協議員の決定に必ずしも拘束される必要はないのであります。しかしながら実態上の問題としては、大体協議員の意見に従わざるを得ないことに相なるかと存するのであります。

○川島委員 そのがいささか私は疑問としておるのであります。せつかく政府が納税者の利益を擁護する建前から、一方においては歳入を確保するという建前において、ここに協議員というものを設置することになつたわけでありまして、ところが今お話のようにこの協議員の決定というものは、何ら法的な効力というものは持つておられぬ。ただ便宜上この協議員の議を経て後にたいて国税局長官あるいは国税局長がこれを決定する、こういう一つの経過的、行政的な措置にすぎないという形になつておる。従ひまして、国税局長官あるいは国税局長が、この協議員の議を経て、必ずしもこれに服する責任と義務を持たないものでありますから、実際の運営においては、あまりにその効果が国民の期待するほどではないのではないかと懸念がわれわれには

あるのであります。そこでこの機会に長官にお伺いしておきますが、たとえば国税局長の管内におきます協議員のいづれも法律はすでにきまつておりますから、現在はやむを得ぬのですが、近き将来において私どもの考え方によれば、この協議員の構成の仕方——この協議員は大体において地方の経験者等を採用し、それが公務員になつて、いわゆる国税庁、あるいは国税局の配下に属するといふ形の機構に私どもは考へておる。そういうことになしに、この協議員の——たとえば五人制なら五人制を設ける場合に、そのうちの二人は公務員に採用して協議員の構成分子、残る三名はたとえば業者あるいは農民あるいは勤労者等のそれ、民主的な団体から代表者を選んで、しかもこれらの代表者は協議員の構成分子であるけれども、民間からそのまゝ選出されて公務員法の適用を受けざる自由な立場においてその機構に参画し、そうして一般の納税者の異議申請に関する調査等に対するところの公平、自由の立場においてそれが討議でき、審査できるという形にした方が、きわめて民主的に、またその決定に対しては多くの納税者も納得する機会が多くなるのではないか。こういうふうな私どもは考へておるのであります。それが、そういうふうな将来ひとつ思い切つて改正するという長官には用意がないかどうか、その点をこの機会に伺つておきたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 この問題は税法に関する問題でありまして、私から御答弁申し上げることは適当じやないのじやないかと考えますが、ことにすでに協賛を経ましたところの法律の問題でもありますし、シャープ勧告にもあります通り、所得の決定という問題はどこまでもいかにしてその実態を把握するか、真相に近からしめるかというところが問題でありまして、政治的に何らかの団体の代表者を入れて、それによつて安当な見地からこれを決定するといふことはすべきでないといふことをはつきりシャープ勧告において明示されておるのであります。そういう趣旨をもちまして、どこまでもこれはその実態を把握するに能力のあるいづれかの経験をもちたつた、また学識を持つておる方に入つた、また官吏という立場において、これを決定して行くといふ事務が税法の執行上においては安当ではないかと考へております。これをもつてお答えいたします。

○川島委員 時間がありませんからあまりくどく申し上げませんが、長官にいたしますれば、この問題は非常に政治的な問題でありますので、従つて明確な御方針は、気持にはあつてもなかなかお答えができないと思ひます。ですが、今長官は官吏であつた方が実態を把握して公正だといふ見解のようでありまして、そこに私どもの見解の違いがある。官吏必ずしも私は公正適実に把握できるとは考へておりません。ことに最近における国民、ことに納税者の立場から申し上げますれば、まことに私どもも残念に考へておるものでありますけれども、徴税官あるいは徴税官の側に今度新たに設置されるものがまた官吏、こういうことになりまして、必ずしも納税者はそれを全幅的に信頼するといふ感じにはなりかねる

点が多々あると思ひます。そういう意味合いにおきまして、私はその五人なら五人、あるいは半分でもよろしい、半数は公務員、半数は民間の団体の代表者——これは今長官が政治的に云々と言われましたけれども、そういう懸念はない。その業の実態の中に生活し、苦勞している連中、そういう人たちの、しかも公平な人材を選んで、それを構成分子とするといふことこそ、私はそれが民主的に、しかもその決定が、国民の多くの支持と納得とを得るゆゑんではなからうか、かように思ひますので、そういう点の見解を聞いたのであります。それが長官には、官吏の方が公正適実なんだという確固たる御見解であれば、これは議論になりますから、この程度でやめま

す。なおこれは連合審査のごときでございますので、他に幾多の質問がございますけれども、他の方々の御迷惑にならぬと思ひますので、私の質問はいずれ大蔵委員会単独の委員会の席上でお尋ねいたしたいと思ひますので、この程度で打切つておきます。

○鈴木委員長 他に質疑はありませんか。——御質疑がなければ、内閣委員会、大蔵委員会連合審査会はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

昭和二十五年六月五日印刷

昭和二十五年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 所